

## 共立女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2024 年度大学評価の結果、共立女子大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

### II 総評

共立女子大学は、建学の精神を「女性の自立と自活」、校訓を「誠実・勤勉・友愛」と定めている。建学の精神を「精神的自立」「職業的自立」「社会的自立」に整理し、2023 年度から実行している「第三期中期計画」において、「自律と努力」「創造とキャリア」「協働とリーダーシップ」の 3 つを掲げた「KWU ビジョン」の明確化に至っている。その実現のため、リーダーシップの育成を教育の基軸とし、「Major in Anything. Minor in Leadership. ®」を謳い、全学共通副専攻制度を導入している。

内部質保証については、副学長を委員長とする「全学自己点検・評価委員会」において、各学部・学科・研究科の「自己点検・評価実施委員会」による 3 つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））や各部門の方針・目的、アセスメントプラン及び各年度の自己点検・評価項目を踏まえて、教育研究活動の状況について自己点検・評価した結果を集約し、学長はその結果の報告を受けて改善を指示するプロセスとなっている。また、第三者的立場からの評価組織として「外部評価委員会」及び「学生評価委員会」を設けて評価の客観性の確保に努めており、「学生評価委員会」に参加する学生に対して、きめ細かな研修・指導を行っている。このような内部質保証の仕組みを機能させ、学長裁量経費による財政的な支援のもと迅速な改善の実現を可能とし、カリキュラム運営方法や資格取得支援プログラムの見直し、学部改善のためのファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動等の多様な施策を実行し、改善につなげている。なお、内部質保証を推進する「全学自己点検・評価委員会」については、学内の最高意思決定機関かつ執行機関である「研究科長・学部長・科長会」との関係性、点検・評価の結果に基づく改善を指示するにあたっての役割等にやや不明確な部分があり、「外部評価委員会」からも指摘を受けているため、更なる役割の明確化が望まれる。

教育については、2022 年度に見直した 3 つの方針に即して、「客観性・自律性」

「課題発見・解決力」「リーダーシップ」を資質・能力として備え、各学部・学科、大学院で所定の課程を修めた者に学位を授与することを定めている。ここに示す「リーダーシップ」を「他者と協働して目標達成を目指す力」と定義し、全学教育に「リーダーシップ開発プログラム」を設け、演習では提携企業が示す課題に学部等を横断したチームで取り組むなど実践的な学びを展開していることは高く評価できる。こうした教育を推進するため、教育における好事例を支援する「共立リーダーシップGP」の試みなど、「リーダーシップの共立」を学内外に周知徹底する全学的な取り組みを行っており、建学の精神を具現化した教育課程といえる。

また、前回の大学評価（認証評価）結果で指摘を受けた単位の実質化については、2021年度に履修登録できる単位数の上限を新たに定めた際、各学部・学科で重視している資格取得に対して履修モデルを設定し、この履修モデルと学位授与方針、教育課程の編成・実施方針で示した履修の順次性を双方担保するためにやむを得ない場合のみ、成績優秀者には上限を超えた履修を認めるとし、上限を超えた履修を希望する学生に対してアカデミック・アドバイザーが当該学生の出席や単位取得の状況などを踏まえて面談（履修指導）し、十分に学習が見込めると判断できる学生についてのみこれを認めている。このアカデミック・アドバイザーは、「全学学生委員会」のもとで担当が務めており、履修から進路に至るまで助手、職員と連携して入学時から一人ひとりに寄り添った支援を行い、学生全員との定期的な面談を通じて学生の履修状況等を把握している。さらに、学生対応や学生面談の実施にあたっては、ガイドラインや教職員に向けた学生対応ハンドブックを作成し、制度目的や役割、具体的な業務、学生面談の方法や注意点等を共有することにより、教学から学生支援全般にわたって高い効果を上げていることは高く評価できる。

一方で、学生の受け入れについては、2022年度より大学院学生への支援制度を拡充し、2023年度には長期履修制度を導入するなどの改善に向けて取り組んでいるが、各研究科の修士・博士前期課程で収容定員の未充足が見られるため、改善が求められる。

今後は、内部質保証システムを第三者からも機能がわかるよう、明確化をより一層進めると同時に、継続的な課題となっている上記の事項を改善し、特色ある優れた取り組みを更に伸長させることで、当該大学の更なる飛躍を期待したい。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神を「女性の自立と自活」、校訓を「誠実・勤勉・友愛」と定めてい

る。建学の精神を「精神的自立」「職業的自立」「社会的自立」の3つに整理し、2023年度から実行している「第三期中期計画」において、「自律と努力」「創造とキャリア」「協働とリーダーシップ」の3つを掲げた「KWUビジョン」へと明確化した。なかでも、リーダーシップの育成を教育の基軸とし、「Major in Anything. Minor in Leadership.®」を謳い、全学共通副専攻制度を導入している。

上記の建学の精神及び校訓に基づき、大学の人材養成目的として「専門の学芸を教授研究し、学生の主体的な学びを育み、幅広く深い教養および総合的な判断力を培うとともに、誠実で豊かな人間性を涵養し、社会に広く貢献する自立した女性を育成すること」を定め、これを踏まえて、各学部・学科で人材養成目的を定めている。大学院の人材養成目的として「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、社会に広く貢献する、自立した人材を育成すること」を定め、これに基づき、各研究科は課程ごとに人材養成の目的を定めている。

以上のことから、建学の精神及び校訓に基づき、大学・大学院の目的及び各学部・学科・研究科の人材養成目的を適切に設定しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の人材養成目的は、「共立女子大学学則」（以下「学則」という。）及び「共立女子大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定めている。

大学ホームページに学則及び大学院学則を掲載し、社会に対して大学・大学院の目的を公表している。さらに、各学部・学科、各研究科の人材養成目的については、「履修ガイド」や「大学案内」「大学院パンフレット」に掲載し、学内外へ周知している。学生に対しては、全ての学生が履修する「基礎ゼミナール」において説明し、兼任教員を含めた全教職員に共通テキストの抜粋版及び説明動画を配付している。新任教員に対しては、「新任教員対象FD・SD研修会」を実施し、理念・目的、リーダーシップ教育等に関する説明動画の視聴を必須とするなど、理念・目的の浸透を図っている。職員に対しては、2022年度より「リーダーシップ開発プログラム」をスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）研修として実施し、動画視聴及びワークショップ型の研修を毎年度必須で実施することにより、全職員に対し大学の理念・目的の浸透を図っている。

以上のことから、大学・大学院の人材養成目的を学則等に適切に定め、社会に公表するとともに、教職員・学生への周知を図っている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学と

して将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

法人において、2022年度までの「第二期中期計画」に続き、今後の10年間を見通して未来を切り開くための総合施策として「第三期中期計画」を策定し、2023年度よりこれに基づく事業・取り組みを展開している。同計画では、学園全体の教育指針に「リーダーシップの共立」を掲げ、法人内の各設置校の10年後の目指すべき姿を示した「ビジョン2032」、ビジョンを達成するための「長期目標」及び5年間の「中期計画（評価指標）」、具体的な活動計画を示した「アクションプラン」を策定し、各事業・取り組みを担当する委員会・部署等を明確に示している。

「第三期中期計画」において、大学及び大学院の10年後の目標として、「誰もが『Major in Anything. Minor in Leadership. \*』を実感できる大学・短期大学」を定めている。そのうえで、ビジョンを達成することを目指して「教育・研究」「国際化」「ブランディング・広報」等の「長期目標」を定めている。また、長期目標に定めた取り組みについて、2023年度から2027年度までにそれぞれ実行・達成していく中期計画（評価指標）を定めている。例えば、「教育・研究」に係る「長期目標」として「各研究科・学部・科で研究活動に基づいた専門的な知識・技能を教授し、所属に関係なく全学生が『共立リーダーシップ』を発揮できるようになる」ことを設定し、「学修者本位の教育を実現するために、カリキュラム・マネジメントを徹底し、順次性ある体系的な教育課程を編成する」等の「中期計画（評価指標）」を定めている。さらに、「研究科長・学部長・科長会」「全学教育推進機構」「総合文化研究所」を本件の「主となる委員会・会議」とし、これに対応した事務組織も明示している。

2017年度の本協会による大学評価（認証評価）の結果において、単位の実質化を図る措置、大学院の定員管理の問題の指摘を受け、本協会に改善報告書を提出した後も後者の課題が残っていたため、「第三期中期計画」の「長期目標」に掲げて取り組んでいる。

「第三期中期計画」の実現に向けて、「中期計画（評価指標）」ごとに現状と課題を分析し、具体的な「アクションプラン」を策定している。「中期計画（評価指標）」の進捗状況の評価は、事務局や学部・学科、委員会が点検・評価し、その結果を理事長、常務理事が業務執行状況を確認して「学園将来基本構想委員会」・常務理事会における審議を経てまとめた資料について、評議員会からの意見聴取後、理事会にて決議している。このような進捗状況の評価を実施し、円滑な計画の遂行に努めている。

以上のことから、建学の精神及び校訓の実現に向けた法人の中期計画を策定し、同計画において、大学・大学院の目的の実現に向けたビジョン、「中期計画（評価指標）」を策定している。

## 2 内部質保証

### <概評>

#### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2020 年度に従来の内部質保証体制を見直し、大学と短期大学の委員会を統合したことに伴い、新たに「内部質保証に関する方針」を定めている。同方針において、「全学的な内部質保証に関する方針」「各部門の内部質保証に関する方針」「組織体制」「大学企画課教学企画グループによる内部質保証支援」の4つを示し、例えば「全学的な内部質保証の推進に責任を持つ『全学自己点検・評価委員会』を置く」こと、「学長は、自己点検・評価結果を受けて、改善が必要と思われる事項について研究科、学部、科、機構、附属施設、研究所、センター、大学事務部、法人事務部の長へ改善指示をする」ことを全学的な内部質保証に関する方針に定めている。

内部質保証の手続についても、同方針に示しており、各部門の「自己点検・評価実施委員会」で3つの方針や各部門の方針・目的、アセスメントプラン及び自己点検・評価項目を踏まえて、教育研究活動の状況について自己点検し、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点等について自己評価を行い、「全学自己点検・評価委員会」に報告する。そのうえで、同委員会がその結果を学長に報告し、学長は改善を必要とする事項について各部門の長へ改善を指示し、改善内容・改善結果については同委員会でとりまとめ、点検・評価し、これらの過程を通じて改善を促し、全学における内部質保証の推進を行うことを明示している。また、内部質保証に係る組織体制や役割、手続を図式化した「内部質保証システム図」を策定している。

上記の方針及び「内部質保証システム図」は、大学ホームページにて公表するとともに、「自己点検・評価の手引き」や学内者限定の「自己点検・評価の実施方法サイト」を通じて教職員に共有している。さらに、2021年に「データリテラシー・企画力に関するSD研修会」「自己点検・評価に関する勉強会」を開催し、その場でも説明を行っている。

以上のことから、「内部質保証に関する方針」を定め、そのなかで内部質保証の手続を明示することに加えて、「内部質保証システム図」を作成し、これらを公表するとともに、その他の機会も活用し方針・手続の共有を図っている。

#### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

全学的な内部質保証の推進組織として、副学長を委員長とし、研究科長、学部長など各部門長で構成する「全学自己点検・評価委員会」を位置づけている。同委員会は、各部門からの点検・評価結果をとりまとめて学長に報告すること、学

長からの改善指示を受けて各部門で取り組んだ改善の内容・結果をとりまとめ、点検・評価することを担っている。そのため、同委員会において、内部質保証に関する基本方針、アセスメントプラン、自己点検・評価項目を定め、これらに基づき点検・評価を通じて改善事項等を学長に報告している。また、大学及び高等学校の教員、企業等の関係者で構成する「外部評価委員会」が評価した報告書を含めて学長に報告している。ただし、内部質保証を推進する「全学自己点検・評価委員会」については、学内の最高意思決定機関かつ執行機関である「研究科長・学部長・科長会」との関係性、点検・評価の結果に基づく改善を指示するにあたっての役割等にやや不明確な部分があり、この点については「外部評価委員会」からも指摘を受けているため、更なる役割の明確化が望まれる。

各学部・科、研究科、機構、附属施設、研究所、センター、大学事務部、法人事務部（以下「各部門」という。）に「自己点検・評価実施委員会」を設け、各学部・科、各研究科の委員会は各学位プログラムレベルの活動、教学及び法人各部門の委員会は全学レベルの活動に関する点検・評価の実施を担っている。

さらに、内部質保証の推進状況、自己点検・評価結果について第三者的立場から定期的な確認、助言、評価を行う「外部評価委員会」及び「学生評価委員会」を置いている。例えば「学生評価委員会」では、各学部・学科より選出された学生の委員に対して、「全学自己点検・評価委員会」の委員長である副学長による「学生評価委員会」の趣旨や目的の説明を含めた研修を実施している。また、「学生評価委員会」の代表者から評価内容の報告を受けて、学長、副学長、学生部長と意見交換を行う報告会も開催し、そのなかで学長等から前年度の学生評価に対する大学としての改善を報告し、双方向での評価と意見の交換を実施している。それらを踏まえて学生からの評価と提言を取りまとめた「学生評価報告書」を、「外部評価委員会」に提出している。

上記のほか、各部門の改善活動において全学的に重要事項を協議する「全学委員会」（「全学アドミッション委員会」「全学学生委員会」「全学広報委員会」）を設けている。また、「全学教育推進機構」などの組織を設け、全学共通の方針を策定している。

以上のことから、「内部質保証に関する方針」に基づき、「全学自己点検・評価委員会」を推進主体とする内部質保証の全学的な体制を整備している。ただし、内部質保証における「全学自己点検・評価委員会」の役割についてはより一層の明確化が望まれる。

### ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

2020年度に学長主導のもと、「3つのポリシー策定にあたっての基本方針」を策定し、2021年に「研究科長・学部長・科長会」において、各学部・学科、研究

科の3つの方針を再度策定している。その際には、学位授与方針では、建学の精神や大学・大学院の目的、「KWUビジョン」を踏まえて「リーダーシップ」の観点、「何を学び、身に付けることができるのか」を具体的に明示している。

定期的な点検・評価について、「内部質保証に関する方針」に従って、毎年度アセスメントプランと連動して取り組んでいる。「全学自己点検・評価委員会」において、「第三期中期計画」、大学及び大学院設置基準及び認証評価機関の定める評価基準（本協会の大学基準）を考慮し、アセスメントプランを含めた独自の自己点検・評価項目を定め、各部門の「自己点検・評価実施委員会」で自己点検・評価項目に基づき点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善活動を行うことでPDCAサイクルを回している。

定期的な点検・評価に基づく改善について、「全学自己点検・評価委員会」で各部門の点検・評価結果をとりまとめ、学長へ報告し、学長は「外部評価報告書」も含めた評価結果から「学長からの改善指示」を各部門に行っている。なお、この指示に基づく改善については、私立大学等改革総合支援事業の補助金を原資とする学長裁量経費による財政的な支援のもと迅速な改善の実現を可能としている。2023年度には学長からの改善指示に対する学長裁量経費の配分に加えて、学位授与方針にかかわる改善の取り組みとして学長裁量経費による「共立リーダーシップ」教育の充実に向けた計画の募集を実施した。また、それ以外に各部門は自主的に改善活動として重点計画を立案し、改善計画と重点計画は「研究科長・学部長・科長会」の承認を経て学長に提出し、実行する仕組みとなっている。例えば、2021年度の点検・評価で、1年次終了時における学生満足度の低下が課題となり、これに対し、カリキュラム運営方法や資格取得支援プログラムの見直し、学部改善のためのFD活動等の多様な施策を実行し、改善につなげている。くわえて、授業レベルの改善のために各期に「授業見学会」を実施し、専任教員は必ず3つ以上の授業を見学し、報告書を提出している。

行政機関及び認証評価機関からの指摘事項については、2018年度の家政学部食物栄養学科食物学専攻及び同建築・デザイン学科の収容定員の変更、2020年度のビジネス学部や2023年度の建築・デザイン学部の設置に際し、教員組織の将来構想の着実な実行等の指摘を受け、改善に取り組んだ結果、設置計画履行状況等調査において再度の指摘は受けていない。また、認証評価機関からの指摘に対しては、当時の「自己評価委員会」（現・全学自己点検・評価委員会）で改善に取り組み、改善報告書を提出している。

点検・評価における客観性、妥当性の確保については、大学企画課教学企画グループによるデータ分析を用いて点検・評価するとともに、「外部評価委員会」や各学科の学生を委員とする「学生評価委員会」からの評価、企業による格付けを採り入れている。

以上のことから、「内部質保証に関する方針」に基づき、毎年度、各部門及び全学で点検・評価を行い、その結果に基づき「学長からの改善指示」を通じて各部門で改善に取り組む仕組みを機能させ、学部等の教育の改善につなげており、内部質保証システムは概ね機能しているといえる。なお、「学生評価委員会」については、学生への周知に努め、内部質保証体制においてより積極的な位置づけを図ることが望まれる。

**④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

学校教育法施行規則の規定及び私立学校法に基づき、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務の状況を大学ホームページにて公表している。また、教育研究活動に関する情報として、学生の満足度や学習成果等に関する「学修行動調査」の結果について、経年変化を可視化して公表するなど、学生の学習成果についても発信している。さらに、財務については、「収入・使途説明グラフ」を作成・公表し、学部別に収支の透明化を図っている。その他諸活動の状況については、「ITによる教育支援」「学生生活支援」「環境学習への取り組み」等の各種支援について情報を公表している。くわえて、大学ホームページの大学の関係者向けに「データで見る共立女子大学・共立女子短期大学」を公表している。

情報公開や大学ホームページの管理は、大学企画課広報企画グループが中心となって行っており、各部署で毎年度更新を行い、同グループにて確認・管理に努めている。

以上のことから、法令において求める情報を公表し、学内の情報の可視化に努めており、社会に対する説明責任を果たしている。

**⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

内部質保証システムの適切性の点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」において毎年度の点検・評価の一環で機能性の検証を行っている。具体的には、2020年度に現在の内部質保証推進体制を構築し、2021年度の実績を踏まえて「全学自己点検・評価委員会」がその構築状況を検証し、2022年度から全学レベル・学位プログラムレベル・授業レベルの3つのレベルによる内部質保証システムの構築に至っている。

点検・評価に基づく改善・向上の取り組みとして、2021年度の「全学自己点検・評価委員会」において、内部質保証を更に推進するために全学レベルと学位プログラムレベルの垂直展開と学位プログラムレベル同士の水平展開を行うにあたり、「研究科長・学部長・科長会」を中心に検討し、優れた取り組みや改善す



べき事項を共有する体制を構築するよう、「全学自己点検・評価委員会」に対して学長が改善を指示した。それに対して、同委員会において、「研究科長・学部長・科長会」を起点とした垂直展開及び水平展開を行う内部質保証体制を改めて整理するなど、点検・評価結果に基づく内部質保証システムの更なる向上を図っている。

以上のことから、内部質保証の適切性を点検・評価し、その結果から更なる内部質保証体制の充実を図るべく、全学レベルでの質保証と学位プログラムレベルでの質保証の体制・役割分担を見直すなどの改善に努めている。

### 3 教育研究組織

#### <概評>

#### ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神及び校訓に基づき、大学の目的を達成するために、家政学部、文芸学部、国際学部、看護学部、ビジネス学部、建築・デザイン学部の6つの学部を設置し、家政学部には被服学科、食物栄養学科、児童学科を、文芸学部には文芸学科を、国際学部には国際学科を、看護学部には看護学科を、ビジネス学部にはビジネス学科を、建築・デザイン学部には建築・デザイン学科をそれぞれ設置している。家政学部及び文芸学部では、幅広い教養を養い、自立した女性の育成を人材養成の目標とし、看護学部及び建築・デザイン学部においても同様に自立した女性の育成を人材養成の目標としていることから、建学の精神や大学の目的を実現する学部・学科を編成しているといえる。また、リーダーシップを發揮できる女性の育成を目指し、2020年度にはビジネス学部を新設し、2023年度には家政学部の建築・デザイン学科を廃止し、建築・デザイン学部を新設している。

大学院の目的に沿って、家政学研究科、文芸学研究科、国際学研究科、看護学研究科の4つの研究科を設置し、家政学研究科には被服学専攻、食物学専攻、建築・デザイン専攻、児童学専攻及び人間生活学専攻を、文芸学研究科には文芸学専攻を、国際学研究科には国際学専攻を、看護学研究科には看護学専攻を設置している。また、大学院においては男女共学となっており、「女性の自立と自活」という建学の精神をより強化するための特色ある教育研究組織であるとともに、社会的要請にも配慮したものといえる。

上記の教育研究を支援するための附置施設として、図書館、博物館、「研究推進センター」「総合文化研究所」「国際交流センター」「社会連携センター」「学生相談室」を設置している。さらに、近年においては、「全学教育推進機構」を設置し、そのもとに「高等教育開発センター」「リーダーシップ教育センター」「共通教育センター」を設置している。なかでも、職員によるアクティブ・ラー

ニング推進や産業界・地域社会と連携した取り組みなどの教育改革に貢献するとともに、全学的な波及効果が期待できる活動を支援するための「大短GP」を実施し、「リーダーシップ教育センター」は、これを発展させて2024年度には「リーダーシップGP」と称した全学及び各学位プログラムによるリーダーシップ教育に関する取り組みを支援する制度の導入を進めるなど、建学の精神等の実現に向けた教育を推進する組織となっている。

以上のことから、建学の精神及び学則に定めた大学の目的に沿って、「第二期中期計画」での「KWUビジョン」や「第三期中期計画」における「ビジョン2032」に沿って適切な教育研究組織を設置していると判断できる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」のもとに設置する各部門の「自己点検・評価実施委員会」が年度末に所管する取り組みに対して点検・評価している。各部門の点検・評価結果を「全学自己点検・評価委員会」でとりまとめ、早急に改善を要する事項を「学長からの改善指示」として該当する部門に示し、各部門で改善に取り組んでいる。

組織の廃止・改編にあたっては、「研究科長・学部長・科長会」を中心に確認し、ビジョン等に基づいて実施することとしており、「KWUビジョン」に基づいて2020年度に教養教育課程を再編して「協働とリーダーシップコア」科目群を設ける等の取り組みや副専攻制度を導入しており、リーダーシップ教育の実質化に向けて2022年度に「リーダーシップ教育センター」を新設している。さらに、「高等教育開発センター」「共通教育センター」と合わせて、3つのセンターを一体的・有機的に運用するため、「全学教育推進機構」の設置に至っている。そのほか、新しい学部・学科、研究科の設置、既存の組織の再編・廃止については、「第三期中期計画」で定める「ビジョン2032」の達成に向けて「学園将来基本構想委員会」で検討し、その際には点検・評価の結果を活用している。

以上のことから、教育研究組織の適切性を点検・評価し、改善・向上につなげるよう取り組んでいると判断できる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

2022年度に3つの方針を見直し、2023年度から新たな方針を策定している。建学の精神に基づき、大学の学位授与方針として、各学部・学科の所定の課程を修め、卒業要件を満たし、幅広い教養と専門分野における知識・技術の学びを通じ

て、「客観性・自律性」「課題発見・解決力」「リーダーシップ」を資質・能力として備えた人物に学位を授与することを定めている。これを踏まえて、各学部・学科の学位授与方針を定めており、いずれも大学の方針に示す3つの資質・能力に応じた学位ごとの方針を策定している。

大学院では、課程ごとの学位授与方針を策定し、いずれも最終審査あるいは論文審査に合格した者に学位を授与することを定め、審査の観点として大学の学位授与方針と同様の3つの資質・能力の具体的な内容を示している。そのうえで、各研究科・専攻・課程の学位授与方針を策定し、大学院の方針と同様の構成としている。

学位授与方針は、大学ホームページで公表するとともに、大学案内や入学試験要項に掲載している。また、「履修ガイド」に掲載するとともに、「リーダーシップ」に関して全学初年次必修科目「基礎ゼミナール」で学ぶ機会を設けている。さらに、全科目の初回授業において、当該科目と学位授与方針との関係を授業担当者が説明している。

以上のことから、大学、大学院・各課程の学位授与方針を定め、それに対応する学位授与の方針を学位ごとに定め、適切に公表し、周知に努めている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

各学位の教育課程の編成・実施方針は、大学の教育課程の編成・実施方針に基づいて定めている。2023年度から大学として新たな教育課程の編成・実施方針を運用しており、同方針に学位授与方針に定める資質・能力を育成するために必要・適切な授業科目を精選し、順次性ある体系的な教育課程を編成すること、学生の体系的な学びを可能にするために、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリング、履修系統図を用いることを定めている。くわえて、教育内容、教育方法、「学習成果の評価方針」について具体的な方針を定めている。

大学院の教育課程の編成・実施方針では、大学と同様に、学位授与方針に示した3つの資質・能力に応じた教育課程や教育方法を課程ごとに定めている。そのうえで、各研究科・専攻・課程の教育課程の編成・実施方針を策定し、大学院の方針と同様の構成としている。

全学の教育課程の編成・実施方針と各学位の教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページで公表している。また、各教育課程の編成・実施方針と学位授与の方針との連関を明示したカリキュラム・ツリーを大学ホームページに公表している。

以上のことから、大学・大学院の教育課程の編成・実施方針を定め、それに対応する学位ごとの教育課程の編成・実施方針を定め、学位授与の方針との連関を明確にして、公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

大学の教育課程の編成・実施方針では、学位授与方針に定める資質や能力の育成に適切な科目を精選し、順次的・体系的な教育課程を編成し、各学部・学科でそれぞれの教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程を編成するため、「教養教育科目」と「専門教育科目」に大別している。

「教養教育科目」では、「KWUビジョン」に掲げた「自律と努力」「創造とキャリア」「協働とリーダーシップ」の基盤となる科目を体系的に配置している。また、「教養教育科目」は「自律と努力コア」の配置科目として「基礎ゼミナール」や「課題解決ワークショップ」などを1年次に配置し、学び続けるための基礎やコミュニケーション能力や討論の能力などを身につけるリーダーシップ教育への導入科目として位置づけている。

「専門教育科目」では、順次性のある体系的な学びに配慮した教育課程を編成しており、卒業年次には学位授与方針で定めた資質・能力を完成させる「アセスメント科目」を置いている。例えば、ビジネス学部では、主要4分野について入門科目から年次ごとに専門知識を深め、発展的な応用科目で専門性を高めるように科目を配置している。そのうえで、各学部ともに、学生の社会的職業的自立のため資格取得が可能となる科目を順次性・体系性の担保に配慮して、適した年次に配置している。

各研究科・専攻では、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークとリサーチワークを組み合わせた体系的な教育課程を編成している。例えば、家政学研究科博士前期課程では、コースワークとして4つの専攻の共通科目「家政学総合研究」を置くとともに、リサーチワークとして1年次から特別研究を履修することで充実を図っている。

教育課程の適切性を担保するため、「全学自己点検・評価委員会」で「第三期中期計画」、社会的要請、大学及び大学院設置基準及び認証評価機関の評価基準を考慮し、アセスメントプランの内容を含んだ自己点検・評価項目を策定し、これを用いた点検・評価を通じた「カリキュラム・マネジメント」に取り組んでいる。

以上のことから、大学・大学院の教育課程の編成・実施方針に基づき、教養教育に加え、各学部・学科、各研究科・専攻・課程において、順次性・体系性を確保した教育課程を適切に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

科目の目標に応じて、講義、演習、実験・実習、実技、フィールドワーク、オ

ンラインといった授業方法を採り入れている。また、大学としてアクティブ・ラーニングの導入を促進し、その実施を支援するツールとして、在学生・教職員向けの学内ポータルサイト「kyonet」のクリッカー機能などを活用しているほか、ラーニング・コモンズを整備し、授業外にグループ学習を行うことのできる環境を整えている。特に、建学の精神の実現に向けた「リーダーシップ」を発揮する力を身に付けるため、全学共通教育科目の「リーダーシップ開発プログラム」においてPBL (Problem/Project Based Learning) を導入している。「リーダーシップ」を「他者と協働して目標達成を目指す力」と定義し、「リーダーシップ」のあり方を学び、エニアグラムによる自己理解を促している。そのうえで、ファシリテーションやプレゼンテーションの技術を修得し、演習において提携企業からの課題にチームで取り組み課題解決に向けた提案を行うとともに、上級生がラーニング・アシスタント（以下「LA」という。）としてチームをサポートし、学生の提案に対して企業による審査やチームメイト・LA・教員からフィードバックを受ける機会も設けている。こうした取り組みを通じて、現代社会で求められる「リーダーシップ」を身に付けた人材を養成していることは高く評価できる。

各学部・学科では、「教養教育科目」に「初年次教育科目」を置き、導入教育を行っている。また、2025年度以降、各学部・学科の専門科目においても、「リーダーシップ」の修得に向けた科目を設け、更なるリーダーシップ教育の展開を予定している。なお、授業で習得した知識の定着・促進に向けて、オンデマンド型授業を導入し、学習状況の把握やフィードバックを必ず行い、学習の活性化を図っている。

研究科のコースワークでは、横断的に幅広い知識や技能を修得し、リサーチワークにつながるよう研究指導教員が履修指導や助言を行っている。その際には、異なる専門分野の複数教員が研究指導を行っており、看護学研究科では、これに加えて、「研究計画報告会」や中間報告会を行っている。

1つの授業あたりの履修者数を限ることが適している場合には、上限を設定し、履修抽選制度を活用するとともに、不開講とする履修者数の基準を設定している。履修指導は、担任（アカデミック・アドバイザー）を中心とした学習支援の体制を整備し、学内ポータルサイト「kyonet」の「学生カルテ」を活用して適切な支援を実施している。そのため、「担任（アカデミック・アドバイザー）による学生指導・相談ガイドライン」を定めている。また、学習支援として、助手による学生相談への対応のほか、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）やチュードレント・アシスタント（以下「SA」という。）が授業を補助している。

シラバスについては、「科目概要」「到達目標」「授業方法」「授業内容」

「事前・事後学修及びその時間数」「評価の方法と配分」「評価基準ルーブリック」を主な記載項目としている。そのうえで、「高等教育開発センター」が「シラバス執筆マニュアル」を作成し、記載項目と内容を全学で統一し、学長の指示に基づき各学部・研究科において、「シラバスチェック確認リスト」に基づく客観的なシラバスチェックを実施している。

学則に基づき1単位あたりの授業時間を設定し、シラバスに授業時間外の学習時間と内容を示して学生に周知している。また、学則に学部・学科によって1年間に履修登録できる単位数の上限、前期・後期それぞれに履修登録できる単位の上限を設定している。なお、教職、博物館学芸員、図書館司書、日本語教師の資格取得希望者及び編入生については、2021年度に履修登録できる単位数の上限を定めた際、履修モデルを設定し、この履修モデルと学位授与方針、教育課程の編成・実施方針で示した履修の順次性を双方担保するためにやむを得ない場合のみ、成績優秀者には上限を超えた履修を認めるとし、上限を超えた履修を希望する学生に対して担任（アカデミック・アドバイザー）が当該学生の出席や単位取得の状況などを踏まえて面談（履修指導）し、十分に学習が見込めると判断できる学生についてのみこれを認めており、単位の実質化に努めている。

以上のことから、全学的に授業の目標に適した授業方法を計画し、授業方法や支援ツールを活用した指導を行い適切に学習の活性化を図っている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

全学的な成績評価の基準として絶対評価で評価することとし、授業科目の「到達目標」「単位修得目標」を設定し、評価基準を定めている。成績評価の基準は「履修ガイド」「到達目標」及び評価方法と配分はシラバスに明示し、授業時に学生へ説明している。また、教育課程の編成・実施方針において、すべての科目で形成的評価をとり入れ、授業期間中に学生の理解度を把握し、フィードバックすることを定めている。最終的な成績評価は多面的な評価を行っており、大学・大学院学生が、教務課を通じて成績評価を授業担当教員に問い合わせることができる制度を導入している。

学部・研究科ともに、卒業要件・修了要件の単位数、課程修了と卒業の認定を学則及び大学院学則に規定し、「履修ガイド」に明示している。学部の卒業判定では、教授会の審議による承認を経て学長が決定し、学位を授与する手続となっている。研究科の学位審査は論文の審査方法や評価基準を定め、博士論文の審査は学外の専門家を審査員とすることで厳格性・客観性を担保し、審査委員による審査の判定案に関する研究科委員会の審議を経て学長が学位授与を決定する手続となっている。

なお、既修得単位の認定について、学部・研究科ともに法令に沿った単位数を

上限として認定することとし、教授会又は研究科委員会が審議して、学長が決定する手続を定めている。

以上のことから、成績評価・単位認定及び学位授与を適切に実施している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

全学的な方針として、以前のアセスメントポリシーを更新して、大学・大学院それぞれにアセスメントプランを定めている。大学のアセスメントプランは「全学教学改革推進委員会」で協議し、大学院では「教学改革推進委員会」（2022年度以降は全学教育推進機構）の下部組織である「大学院ワーキングチーム」で協議し、「全学自己点検・評価委員会」で決定し、大学は2022年度、大学院は2024年度より運用している。

「全学自己点検・評価委員会」において点検・評価の方法を定め、これに基づいて各部門の「自己点検・評価実施委員会」が当年度の点検・評価を行い、その結果報告を受けた学長からの改善指示への対応や自主的な改善計画の立案・実施によって教育改革を進めている。点検・評価の際に用いる自己点検・評価項目には、アセスメントプランの内容を含めている。アセスメントプランでは、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の達成状況を評価し、その際にはさまざまなデータをまとめた「学部カルテ」を活用することで、学位プログラムごとにアセスメントプランに即した点検・評価を可能としている。

学習成果の測定に関し、大学では、「ディプロマ・ポリシーの成績連動及び自己評価」「アセスメント科目のルーブリック評価」「主要科目の成績評価」「各科目の成績評価とGPA」「社会人基礎力チェック（PROG）」の5項目を用いて評価している。なお、学内ポータルサイト「kyonet」の「教職課程履修カルテ」に学位授与方針を踏まえた学習成果を学生が記入し、教職課程の担当教員がフィードバックを行っており、学習成果の可視化に取り組むとともに、これを活用した指導を行っている。大学院では、「ディプロマ・ポリシーの成績連動及び自己評価」「学位論文の学位論文審査基準及びルーブリックに基づく評価」「主要科目の成績評価」「各科目の成績評価」の4項目で評価している。

以上のことから、アセスメントプランに基づく学習成果の把握・評価システムを構築している。ただし、大学は2022年度、大学院は2024年度からの運用であるため、引き続き学習成果の評価に取り組み、その結果を蓄積して全学、各学部・学科、研究科・専攻・課程の教育課程・教育方法の検証に活用していくことが期待される。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## 共立女子大学

教育課程や教育方法の適切性の点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」のもとに設置する学部・学科、研究科等の各部門の「自己点検・評価実施委員会」が年度末に所管する取り組みに対して点検・評価している。各部門の点検・評価結果を「全学自己点検・評価委員会」でとりまとめ、早急に改善を要する事項を「学長からの改善指示」として該当する部門に示し、各部門で改善に取り組んでいる。また、学長からの改善指示に当たらない事項については、それぞれの学位プログラムで計画的に改善に取り組んでいる。

例えば、2021年度の点検・評価で、国際学部では、専門基礎科目や専門科目に履修年次が複数年にまたがる科目が多数あり、カリキュラムの順次性の担保に課題があるとし、同学部では2022年度に「専門教育科目」の科目群を再編し、改善につなげている。そのほか、2022年度の点検・評価で、教養教育に関して、学習状況や学習成果から学生の「リーダーシップ」の伸長について十分な成果が出ていないことから、2023年度に学長から「全学教育推進機構」の「共通教育センター」に対し、全ての学生が「共立リーダーシップ」を学び身に付けることができるよう、「教養教育の改善方針」を踏まえた見直しの指示があり、同センターを中心に2025年度の教養教育課程の再編に向けた検討を進めている。

一方、当該大学では、学習成果の把握・評価と連動した教育課程の質保証として「カリキュラム・マネジメント」に取り組んでおり、学習成果を基軸とした教育の展開に関し、アセスメントプランに基づき可視化した情報をもとにプログラム・レビューを行っている。この結果に基づき、「研究科長・学部長・科長会」で短期的な改善、中期的な改善に区分して改善・向上に取り組んでおり、例えば、ビジネス学部では2022年度までの学習成果等に基づき2024年度からのカリキュラム改編を実施している。

以上のことから、教育課程・教育方法等の適切性の点検・評価を実施し、学習成果の把握・評価結果を活用しつつ、教養教育や学部・学科の教育課程の改善につなげている。ただし、大学院の点検・評価結果の蓄積と活用については今後の適切な運用を期待したい。

### ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

### <提言>

#### 長所

- 1) 建学の精神を実現する教育として、「リーダーシップ」を「他者と協働して目標達成を目指す力」と定義し、全学共通教育科目の「リーダーシップ開発プロ



グラム」でリーダーシップのあり方やファシリテーション、プレゼンテーションの技術を学び、演習では連携企業が提示する課題にチームで取り組み、課題解決に向けた提案を行うPBL (Problem/Project Based Learning) を実施している。上級生がラーニング・アシスタント (LA) としてチームをサポートし、学生の提案に対して企業による審査やチームメイト・LA・教員からのフィードバックを受けることで、現代社会に求められる「リーダーシップ」を身につけた人材を養成していることは評価できる。

## 5 学生の受け入れ

### <概評>

#### ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

建学の精神及び大学・大学院の人材養成目的を踏まえ、大学の学生の受け入れ方針として、教育の基軸にすえる「リーダーシップ教育」と「実学教育」を積極的に受容する資質・能力を有し、学力の3要素を備えた人物を受け入れることを定め、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」について具体的に定めている。そのうえで、各学部・学科の学生の受け入れ方針を定め、学力の3要素の区分に沿って、学科の特性に応じた求める学生像を明示している。また、全ての学部（学科）で、入学前の学習歴、学習水準、能力等の求める学生像を踏まえた方針を定めている。

大学院の学生の受け入れ方針を修士・博士前期課程、博士後期課程ごとに定めている。そのうえで、各研究科・課程ごとに求める学生像を明示した方針をそれぞれ設定している。大学院においても、当該研究科における学習・研究に必要な知識や技能を有する学生を求めることを明示している。

大学・大学院の学生の受け入れ方針及び各学部（学科）・研究科の方針は、「大学院パンフレット」や「入学試験要項」に掲載し、大学ホームページにおいて、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針とあわせて掲載し、公表している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を全ての学位課程ごとに適切に設定し、大学ホームページを通じて公表している。学生の受け入れ方針には、入学前の学習歴、学習水準、能力等を踏まえ求める学生像を明示し、入学希望者に求める水準等の判定方法を踏まえた方針を適切に設定している。

#### ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、複数の入学者選抜制度を設け、入学者選抜を実施している。学部では、一般選抜、共通テスト利用選抜、総合型選抜、公募制推

薦入試、指定校制推薦入試、卒業生子女推薦入試、外国人留学生入試及び特別選抜を実施し、一般選抜では入学後の学修に関連性の強い科目を必須とし、総合型選抜や各推薦入試では試験科目に各学科の学びの特色を反映することで、求める学生像に示した能力等を有する学生の受け入れに努めている。研究科においても同様に、一般選抜、社会人選抜、学内推薦入試及び指定校制推薦入試を実施し、各研究科・専攻の専門性を重視した試験を行っている。

上記の選抜区分や選抜方法等については、「入学試験要項」に明記し、大学ホームページを通じて公表している。また、授業料や入学金を含む学生生徒等納付金についても「入学試験要項」に掲載するとともに、合格者に対する入学手続の手引きにも明示している。さらに、奨学金などの経済的支援に関しては、大学ホームページで広く情報を開示している。

入学者選抜実施の運営体制として、学長を委員長とする「全学アドミッション委員会」において、入学者選抜の制度について協議・決定している。実施にあたっては、学長を最高責任者として各部局の長が実施上の職務の責任を負う体制を構築するとともに、入学者選抜の種類ごとに実施要項を策定し、監督者等の役割に応じた実施手順を示すことで公平性の確保に努めている。また、適正な合格者判定を目的として、書類選考には教職員で構成する「アドミッション・オフィサー」が加わり、多角的な視点での審査を行っている。なお、受験上の配慮が必要な受験生については、個別に相談を行うなど必要に応じた取り組みを行っている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

大学の定員管理について、学士課程の総計で2019年度に入学定員を下回る受け入れとなったものの、過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率に関して、各学部・学科で概ね適正に管理している。ただし、全ての学部において、選抜区分によって入学者数比率の差が大きく生じている。

大学院について、修士・博士前期課程では、経年的に入学定員を大きく下回る受け入れとなっており、いずれの研究科も収容定員に対する在籍学生数比率が低い。大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

2022年度より大学院学生へのさまざまな支援制度の拡充に取り組み、研究費助成、学部卒業生の進学時の入学料免除及び支援奨学金制度等を導入している。大学院の入学者確保に向けた施策の一環として、経済的負担の軽減及び長期的な研究計画の支援となる、長期履修制度を2023年度に導入している。こうした施策を

講じているものの、未だに定員の未充足が続いており、この点については、2017年度の大学評価（認証評価）の結果においても指摘を受けているため、今後も継続して改善に取り組むことが望まれる。

以上のことから、大学での定員管理は概ね適正に管理しているが、選抜区分によって入学者数比率の差が大きく生じていることについては、留意されたい。研究科においては定員の未充足が続いていることから、定員管理を徹底するよう改善が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性についての点検・評価は、「大学事務部自己点検・評価実施委員会」が「全学自己点検・評価委員会」において定めた自己点検・評価項目に基づき、大学企画課教学企画グループが提供するデータをエビデンスとして用いて、定期的に点検・評価を行っている。これに加えて、「外部評価委員会」からも取り組みの適切性を評価する仕組みを構築している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上については、上記の大学事務部での点検・評価結果を「全学自己点検・評価委員会」においてとりまとめ、学長に報告した後に「学長からの改善指示」を受けて、入学者選抜に関わる各種委員会で改善に取り組んでいる。また、「入試開発検討会」では入学後のGPAや出席率等のデータを分析し、その結果を踏まえて新たな取り組みを検討するとともに、「全学アドミッション委員会」を通じて各学部と課題を共有し、次年度以降の入学者選抜の変更点として反映している。例えば、2024年度の一般選抜において、今まで一部の選抜でしか利用していなかった外部英語検定を用いた「外部英語検定利用方式」を導入した。一方、大学院においては、学生の受け入れの適切性に関する点検・評価を定期的な点検・評価の一環として行っているが、その結果を用いた改善には至っていないため、項目③で既述した各種の施策の効果を検証し、更なる改善に取り組むことが望まれる。

以上のことから、学部においては、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上に努めている。しかし、修士・博士前期課程では、新たな制度の構築やカリキュラムの再編等の対策をとることで改善を図っているものの、未だ充足率の改善が見られないため、対策の効果を検証し、改善に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、家政学研究科博士前期課程で 0.16、

文芸学研究科修士課程で0.28、国際学研究科修士課程で0.13、看護学研究科修士課程で0.40と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

## 6 教員・教員組織

### <概評>

#### ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「女性の自立と自活」という建学の精神に基づき、「KWUビジョン」を達成するために、「求める教員像及び教員組織の編制方針」を定めている。求める教員像として「本学の教育方針を十分に理解した上で、教員としての職務と責任を真摯に自覚、実践し、以下に掲げる項目を遂行する能力・資質を有すると同時に、日々これらの能力・資質の向上のための改善努力を惜しまない教員」を掲げている。

教員組織の編制方針については、大学及び大学院設置基準に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、各学部・学科、研究科の教育研究上の目的等を実現するために必要な教員を配置することを定めているほか、教員の募集、雇用、昇任等にあたっては、大学・学部、研究科の諸規則及び方針に基づき、公正かつ適切に行うことを定めている。

上記の方針は、学則とともに「共立女子大学教員資格審査規程」や「共立女子大学教員選考基準」に明示して学内で共有しており、大学ホームページ等で周知している。

以上のことから、大学として求める教員像や各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を適切に明示していると判断できる。

#### ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教育研究活動を推進するにあたり、適切な教員組織を編制するため、各学部・研究科では、大学及び大学院設置基準上の必要専任教員数を満たすよう編制している。また、研究科の研究指導教員、研究指導補助教員については、学部の専任教員が兼ねており、各研究科にて「構成員の審査についての申し合わせ」に基づき、大学院教員としての資格審査を実施し、決定している。

各学部・研究科では、それぞれで定めている教員組織の編制方針に基づいて、学科・専攻の専門性や所属する学生数に応じた教員配置を行っている。教育上主要な科目における専任教員の担当割合について、「教養教育科目」や国際学部国際学科の専門科目ではやや低いものの、概ね主として専任教員を多く配置するよ

う配慮している。なお、研究科においては、多くの授業を専任教員が担当している。

国際性について、外国籍教員数は必ずしも高くはないが、国際学部では、各地域の研究活動や実務経験がある教員を配置し、海外で教育研究経験を積むことができる教員研修制度を導入するなど、国際化に配慮している。なお、教育の質の向上を目的として、年間で一定数の科目を担当する実務家教員を参画させており、一定数の科目を担当し、実学の促進に努めている。

教員の男女比については、概ねバランスに配慮して配置しており、大学の特性から女性教員の比率が高くなっている。また、学部における年齢構成については、50歳以上がやや高い傾向にあり、研究科では更にこの傾向が強まっているため、引き続き留意されたい。

また、授業担当負担への適切な配慮として、研究時間の確保に配慮しながら、担当コマ数や出校日を考慮し、時間割編成を行っている。教養教育の運営体制については、「全学教育推進機構」のもとに「共通教育センター」を設置し、センター長を置いて全学部共通の教養科目についての責任主体を明確にしている。なお、共通教育センターに各科目を検討する分科会を置き、各学科の教育課程に沿った運営について検討している。

各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針では、分野構成、教員の役割、連携のあり方、教育研究にかかる責任所在の明確化等を示し、2019年度には「共立女子大学教員資格審査規程」や「共立女子大学教員選考基準」を改定して手順・基準を明確にしている。さらに、2022年度には求める教員像に基づく「教員採用に関する基本的な考え方」を示し、教育的資質や姿勢をより明確に示している。

指導補助者として、LAのほか、TA、SAを活用している。それぞれに役割を示し、資格要件を設け、担当教員の指導計画に基づき、教員とのミーティングを行っている。

以上のことから、年齢構成について引き続き配慮が必要な部分はあるものの、教員組織を概ね適切に編制していると判断できる。

### ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用・昇任については学則及び大学院学則に基づき、「共立女子大学教員選考基準」「共立女子大学教員資格審査規程」「共立女子大学・共立女子短期大学教員選考基準運用細則」「大学・短期大学教員の本俸格付けにおける経験年数換算規程」のほか、各学部の規程や内規によって定める手続で行っている。採用に当たっては、「教員採用に関する基本的な考え方」に沿って、各学部の採用選考に係る内規に従い行っている。具体的には、公募による複数の候補者に対し

て選考を行い、その後、各学部の教授会での審議において承認した者に対して、理事長、学長、常務理事、事務局長による最終面接を行い、採用の可否を審議した後、常務理事会での審議を経て採用を正式に決定している。なお、昇任についても同様の基準、内規等に基づき、原則として各学部の教授会で審議し、学長が承認する手続となっている。ただし、各学部で定めている採用・承認の手続に関する内規について、国際学部では定めていないため対応が望まれる。

募集・採用や昇任における公正性の配慮については、教授会での審議後、理事長、学長、常務理事、事務局長による最終面接を行い、「共立女子大学教員選考基準」及び各学部の教授会での選考経過を参考に、職階の適否を踏まえた採用の可否を審議している。

以上のことから、教員の採用・昇任を概ね適切に行っていると判断できる。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

大学全体として、「FD」を「高等教育開発センター」において、企画・実施している。全員参加型の定常的なFD活動として「授業見学会」「授業リフレクションシート」「シラバスチェック」「授業評価アンケート」「新任教員FD・SD」を実施し、そのうえで、任意参加型のテーマ別研修や各学部で個別のFDも行っている。このうち、「授業リフレクションシート」においては、半期ごとに教員自身が実施した授業の振り返りを行っている。また、意欲的なグッドプラクティスを全学に波及させるため、「大短GP」（2024年度より「共立リーダーシップGP」）の制度を設け、これに採択され活動した取り組みの実施報告については、FDのみならず、「SD」の一貫として捉え、FD・SDに関する学内サイトに報告動画を公開している。このように授業改善につながる機会を提供するとともに、その内容を全ての教職員に公開し、共有を図っている。

そのほかにも、「総合文化研究所」では、研究に対し助成を行うとともに、科学研究費補助金獲得のための外部業者による研究申請書のレビューやコンプライアンス教育を行い、研究者の資質の向上を図っている。なお、社会連携・社会貢献に必要な教員の資質向上に関して「地域連携プロジェクト」を活用し、社会貢献活動の活性化や資質向上を図る機会としている。

TAを含む指導補助者への研修は、「高等教育開発センター」が業務についての研修をオンデマンド動画で提供している。また、TAについては、「授業見学会」への参加を求め、2023年度には全員が参加して報告書を提出するなど、適切に運用している。

以上のことから、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価は、各部門、「共通教育センター」で教育課程との整合性を検証し、その結果を毎年の点検・評価の結果として「全学自己点検・評価委員会」でとりまとめ、学長に報告している。早急に改善を要する事項については「学長からの改善指示」を上記の各部門へ示し、それぞれで改善に向けた取り組みを実施している。

また、教員の教育研究活動に関する評価については、「高等教育開発センター」で行う「授業評価アンケート」やその結果に基づいて実施している。教員の評価については2024年度より「教育活動評価制度」を導入し、「教育」「研究」「学内貢献」「社会貢献」の観点から評価を行うこととしている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上としては、点検・評価の結果によって2021年度の改善指示により「求める教員像及び教員組織の編制方針」の運用を行い、2023年度には「教員採用に関する基本的な考え方」を全学部・研究科に提示した。また、「大学・短期大学教員65歳定年者の再雇用制度について」の骨子をまとめ、65歳定年者の再雇用制度を整備した。そのほか、2019年度に「共立女子大学教員資格審査規程」及び「共立女子大学教員選考基準」を改定し、2023年に全学部において教員選考に関わる規程を策定した。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいると判断できる。

## 7 学生支援

### <概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「学生支援に関する基本方針」として、「修学支援」「生活支援」「進路支援」に関する具体的な方針を定め、建学の精神の実現に向けて、学生各自がリーダーシップを発揮する資質・能力を育むための環境整備を行い、学生一人ひとりの状況や事情を把握し、学生に寄り添った支援を行うことを掲げている。

具体的には、「修学支援」として、学生の学習状況を把握することで、必要に応じて学習環境の整備と多様な学びの機会を提供すること、学生が学習に専念できるよう、学生への経済支援を充実させること、担任（アカデミック・アドバイザー）制度の充実を図ることを定めている。また、「生活支援」として、正課外教育及び正課外活動によって、学生個人の成長や学生生活の充実を図ること、学生が充実した学生生活を営めるよう学内環境を整備・充実させることを定めてい

る。さらに、「進路支援」として、卒業後に自活し自立した女性として主体的にキャリアを切り開いていけるよう、入学時から一人ひとりに寄り添った支援をすること、担任（アカデミック・アドバイザー）や助手、職員によるキャリア相談を通じて個別のサポートをすることを定めている。

そのほか、障がい学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的な障がい学生支援の充実に取り組むために、「障がい学生支援に関する基本方針」を定めている。

「学生支援に関する基本方針」及び「障がい学生支援に関する基本方針」は、大学ホームページにて公表している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示し、大学ホームページを通じて公表している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援については、「学生支援に関する基本方針」に基づき、学生部長を委員長とする「全学学生委員会」において、全学的な学生生活に関する重要事項について協議し、各種支援施策を推進している。

修学支援としては、「修学支援」の方針に基づき、学生に関する情報を学内ポータルサイト「kyonet」において教職員で共有し、担任（アカデミック・アドバイザー）が各学部配置されている助手と協力し、学生からの日常的な履修相談に対応しているほか、全学生を対象として計画的に面談を行い、授業への出席率の向上など成果を上げている。また、正課外教育として、資格取得から教養まで幅広く学生のニーズに応えるために内容を厳選した講座を提供することを目的とした「共立アカデミー」を設置し、多くの受講者を得ている。

学生への経済的支援としては、独立行政法人日本学生支援機構による貸与奨学金を利用している学生限定の給付奨学金のほか、「実務体験奨学金」「資格取得・進路支援等給付奨学金」など、独自の特徴的な奨学金制度を設け、多くの学生が利用している。

ハラスメント防止など学生の人権保障に向けた対応については、「共立女子大学・共立女子短期大学人権委員会規程」にキャンパス・ハラスメント防止及び再発防止のための広報・啓発活動を規定して、防止活動に力を注いでいるものの、ハラスメント認定及び問題解決のプロセスが明確ではないため、関係規則等の整合が望まれる。

キャリア教育としては、「KWUビジョン」に基づく「教養教育科目」の「自律と努力コア」において、社会的及び職業的自立に向けた教育を行っている。また、進路選択に関わる支援として、教員及びキャリア支援グループ職員が一体と



なって、学生一人ひとりに寄り添った支援を行うことにより、2022 年度には就職率が向上するなどの成果を上げている。

学生の社会連携活動、ボランティア活動については、正課と同じリーダーシップ教育のルーブリックや教材を用いることで、正課と連続した学びにつなげており、学生の主体的な活動を教職員サポーターが支援する「共立 Stand Up!プロジェクト」は、成果発表会において活動を振り返り、卒業生等の外部参加者からの講評を受けることにより「共立リーダーシップ」を学ぶことにつながっており、建学の精神や大学の人材養成目的に沿った取り組みといえる。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づいて体制を整備し適切に支援を行っているため、学生の授業への出席や奨学金の利用、就職率などで一定の成果が認められる。今後は、学内のあらゆるハラスメントを防止し、問題を解決するための方針やガイドラインの整備が望まれる。

**③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

学生支援の適切性については、「内部質保証に関する方針」に基づき、内部質保証推進責任組織である「全学自己点検・評価委員会」のもとで、大学事務部や全学教育推進機構の「自己点検・評価実施委員会」が定期的に点検・評価を行っている。具体的には、「自己点検・評価実施委員会」は、「学生支援に関する大学としての方針に基づき、修学支援が適切に行われているか」や「学生支援に関する大学としての方針に基づき、担任（アカデミック・アドバイザー）制度は適切に機能しているか」等、「全学自己点検・評価委員会」において定めた自己点検・評価項目について、大学企画課教学企画グループが提供する「学修行動調査」の結果や、休学・留年・退学率に関するデータ等に基づいた点検・評価を行い、その結果を「全学自己点検・評価委員会」においてとりまとめ、学長に報告している。その中で、早急に改善を要すると学長が判断するものについて「学長からの改善指示」が示され、改善活動にかかる費用については、学長の判断により必要に応じて学長裁量経費を充当することで、各部門で速やかに改善活動を行うサイクルを構築している。

なお、点検・評価結果に基づく施策案は、「全学学生委員会」において策定し、改善に向けた取り組みを進めている。また、改善に向けた取り組みについては、卒業時アンケートである「学修行動調査」の結果等により点検・評価を行い、効果の検証を行っている。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

長所

- 1) 「学生支援に関する基本方針」に基づき、「全学学生委員会」のもとで担任がアカデミック・アドバイザーを務め、学生の履修から進路の状況に至るまで助手、職員と連携して入学時から一人ひとりに寄り添った支援を行い、全ての学生との定期的な面談を通じて学生の学習状況等を把握し、きめ細かな指導・支援を行っている。また、「担任（アカデミック・アドバイザー）による学生指導・相談ガイドライン」や「教職員のための学生対応ハンドブック」を作成し、アカデミック・アドバイザーの目的・役割、具体的な業務、学生面談の方法や注意点等を共有するための工夫を講じ、効果を高めていることは評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究環境に関する方針は、「第三期中期計画」において、「ビジョン 2032」に学園のビジョンとして「各設置校がビジョン 2032 を達成するために、財政的・人的・物的資源を整え、『リーダーシップの共立』を確立する」ことを定めている。また、大学及び短大のビジョンを、「誰もが「Major in Anything. Minor in Leadership. \*」を実感できる大学・短期大学」と定め、この目標達成のために5か年の中期計画（評価指標）を定めている。

そのほか、「施設・設備・情報環境の整備方針」では、「校舎、施設・設備」及び「情報環境」についてそれぞれの方針を定めている。また、「図書館運営方針」において、「インフラ整備の充実」「教育研究資料の充実」「利用者サービスの質的向上」を定めて、大学ホームページに公表している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を大学ホームページで公表しており、明示している。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

神田一ツ橋と八王子にキャンパスを有し、両キャンパスの校地面積と校舎面積は大学設置基準を満たしている。「施設・設備・情報環境の整備方針」に基づいて整備に取り組んでおり、例えば、看護学部では4つの実習室、シミュレーションルーム、デブリーフィングルームを整備している。また、運動施設として、両キャンパスにグラウンド及び体育館を設けており、大学設置基準を満たす施設・設備を擁している。

大学の施設設備については、防犯管理として警備員の配置や防犯カメラの設置、災害対策として「教職員用災害対応マニュアル」を整備している。衛生面では、法令に基づいた対応や感染症拡大の防止策を講じており、学内にはスロープ、点字ブロックなどを設け、バリアフリー化にも取り組んでいる。そのほか、神田一ツ橋キャンパスにアクティブ・ラーニングが可能な学修室やラーニング・コモンズを設置している。なお、ネットワーク環境に関しては、セキュリティ対策を講じたうえで、全館にLANを敷設するとともに、短期大学の共用の情報演習室を整備している。

教職員及び学生の情報倫理の確立のために、「共立女子学園情報セキュリティポリシー」を策定し、新規採用の教職員には情報セキュリティに関するeラーニングの受講を課している。また、学生に対しては、1年次必修科目に「データサイエンスとICTの基礎」を設け、同科目内で情報倫理等の涵養に取り組んでいる。

以上のことから、教育研究環境に関する方針に基づいて、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館「KWU Library Commons (リブコモ)」は、「図書館運営方針」に基づき、神田一ツ橋キャンパス内に図書館、ラーニング・コモンズ、オープンプレゼンテーションエリアを設置している。図書館資料は開架資料として図書館に配架しているほか、神田一ツ橋キャンパス及び八王子キャンパスに閉架書庫資料として所蔵している。なお、図書の選書及び除籍については、「図書館資料管理規程」に基づいて行っており、除籍の際には常務理事会の承認を得て実行している。

そのほか、図書館では、学術情報ネットワークを提供しており研究所や図書館等と協定を締結し、利用を可能にしている。

図書館の利用者数を増加させるため、図書館のゾーニングや開館時間の延長など施設整備の充実に取り組み、2022年度には、「第二期中期計画」の期間中の年間入館者数を超える結果となっている。

なお、図書館は、業務委託により司書資格を持つスタッフを配置し、情報システムに関する知識を有する専任職員を配置している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスの提供体制を適切に整備し、それらは機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考えを「研究活動方針」として定めており、そのなかに「高度集約型のコンパクトな女子総合大学」「社会貢献」「次世代の研究者育成」「研究倫理」の項目ごとにそれぞれの方針を定め、大学ホームページで公表している。また、研究組織として「総合文化研究所」を設け、研究活動の推進、成果の発信に取り組んでいる。

研究活動を促進するため、専任教員に一定額の研究費を支給しており、助手の研究には学部長の裁量による教員研究費予備費の使用を可能としている。さらに、2022年度からは大学院学生にも研究費を支給している。研究費の取り扱いについては、「共立女子大学・共立女子短期大学教員研究費取扱い規程」及び「共立女子大学大学院生研究費助成規程」を定めており、年度末には研究活動報告書の提出を義務付けている。また、「総合文化研究所」による研究助成、出版助成制度を整備しているほか、科学研究費補助金の申請を促すための外部専門業者による申請書作成に関するレビューなどの支援も行っている。

研究環境については、個人研究室、ネットワーク環境を整備している。研究時間に関しては、「専任教員の『担当時間』、『出校日』及び『学外での兼職』に関する申合せ」及び「時間割編成に関する申し合わせ」により、研究時間の担保に努めている。研究活動を支援する体制として、「共立女子大学ティーチング・アシスタント規程」に基づきTA制度を導入しており、「TAハンドブック」を整備して、役割・業務を明示している。研究に係る人的補助については、リサーチ・アシスタントの活用実績はないため、研究活動を推進するためにも、人的補助体制をより一層充実させることが望まれる。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境・条件を概ね適切に整備し、研究活動の推進に取り組んでいる。なお、研究推進に向けて、人的補助体制の更なる充実が望まれる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「共立女子大学・共立女子短期大学研究活動行動規範」を定めている。また、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「研究費の適切な運営・管理に関する本学の対応と基本方針」を定めている。さらに、「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」に基づき、「共立女子大学・共立女子短期大学公的研究費運営・管理の責任体制図」を作成し、不正防止のための責任と役割分担を明示している。なお、不正防止計画の推進部署として、「研究倫理委員会」を設置しており、同委員会において「共立女子大学・共立女子短期大学公的研究費不正防止計画」の見直しや、検討を行っている。

なお、研究における不正行為が疑われる場合に備え、「研究倫理委員会」のもとに「予備調査委員会」「調査委員会」を置き、これらの委員会において調査を実施する体制を整備している。人を対象とする研究や動物を用いた実験実習についてもそれぞれ規程を定めて、適切な審査を経て実施している。

研究倫理の確立に向けて、専任教員や関係職員には学外団体が提供する研究倫理eラーニングコースの受講を課している。なお、動画コンテンツの受講と研修会の受講を3年ごとのローテーションで実施することで、一定期間での研修受講の機会を設けている。大学院学生に対しても、同様のeラーニングコースの受講を義務付けており、学部学生には1年次の「共立基礎ゼミナール課題ワークショップテキスト」において、倫理規範を示している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じており、適切に対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」において毎年度、重点事項を設定して定期的実施している。

点検・評価による改善活動の事例として、例えば、2022年度の点検・評価の結果、施設・設備の改善に取り組み、看護学部が使用する看護シミュレーションルームを新設している。また、図書館について、2022年度の点検・評価における改善事項に対し、大学院学生の自習スペースの確保や図書資料の取り寄せ方法についての改善指示があり、改善に取り組んでいる。

なお、学生アンケートを定期的実施し、施設設備に関して学生の意見・要望を収集している。また、図書館では独自のアンケート調査及びガイダンスに関するアンケートを毎年行っている。さらに、研究環境については専任教員にアンケート調査を実施している。これらのアンケート結果を自己点検・評価に活用するとともに、「学長からの改善指示」を通じて改善に取り組んでいる。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

## 9 社会連携・社会貢献

### <概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

教育研究の成果を地域や社会に広く還元し、高いリーダーシップ能力を有して社会に貢献できる人材を養成するため、「社会連携・社会貢献に関する方針」を

定めている。同方針において、「学外機関との連携強化」「社会の要請に応えるプログラムの構築」「社会に貢献できる人材の養成」「本学資源の社会還元」に取り組むことを定めている。例えば、「社会の要請に応えるプログラムの構築」において、地域・社会や産業界が抱える課題や振興を題材とした授業及びプロジェクト事業を構築すること、地域・社会連携プログラムの企画にあたっては、協定締結先の機関等と協働したPBLを採り入れ、「KWUビジョン」を達成する力を育む内容とすることを示している。

上記の方針は、大学ホームページに掲載し、公表している。さらに、学内ポータルサイト「kyonet」に掲載し、学生・教職員へ向けて周知を図っている。

以上のことから、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学内外へ周知している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

学外機関との連携については、2003年の千代田区内の大学と千代田区との連携協力をはじめとし、2016年以降には、自治体・産業界との連携協力も進めている。これにより「地域連携プロジェクト」として拡大するとともに、課題解決型プロジェクト・事業にも取り組むことで、参加した学生の成長を促している。

社会連携に関し、2018年度に設置した社会連携センターでは、2020年より「共立女子大学・共立女子短期大学社会連携センター規程」に基づき、社会・地域連携事業に関する業務を行っている。具体的には、「地域連携プロジェクト」の運営を担っており、専任の教職員と学生によるグループのプロジェクトを学内で募集するとともに取り組みを支援している。

また、2018年度からの「千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム」では、単位互換制度、学生合同ボランティアを実施しているほか、共同でのFD・SD研修会や公開リレー講座を開催するとともに、共同研究等を行っている。

社会貢献に関し、キャンパス所在地の地域イベントへ学生・教職員が参画し、学生が活動を振り返る機会を設けている。また、国際交流事業としてシンポジウムも開催している。

そのほか、公開講座、生涯学習事業、リカレント教育など正課授業の開放等に関しては、「全学学生委員会」において、取り組みの方向性や内容・実施状況・結果等について共有し、改善等にも取り組んでいる。また、各キャンパスにおいて、授業の開放を実施しているほか、オンラインやオンデマンド形式を活用することで、地域や社会に対して広く学習機会を提供している。

以上のことから、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、社会連携・

社会貢献に関する取り組みを実施するとともに、その対象を拡大するなどの工夫を講じ社会貢献活動を活発に行っている。これらの成果として、当該大学の近隣地域や学生が活動している自治体との関係が深まるとともに、地域住民の理解を得ることで当該大学に対する認知が高まり、存在価値を高めることにつながっている。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性に関する点検・評価は、「社会連携センター自己点検・評価実施委員会」が毎年度、自己点検・評価項目に基づき点検・評価を行い「全学自己点検・評価委員会」に報告している。また、「社会連携センター運営委員会」とも点検・評価結果を共有し、中期計画の評価指標に基づく中間報告・事業報告書・次年度事業計画書を「社会連携センター自己点検・評価実施委員会」が「社会連携センター運営委員会」に諮る手続となっている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上について、2022年度の点検・評価では、いずれの取り組みも適切との評価であったが、学長より課題とされたリカレント教育のプログラム構築に組み込み、2024年度から「共立リカレント教育プログラム」の導入に至っている。なお、2023年度からの「第三期中期計画」においては、5つの評価目標に基づき、取り組みを点検・評価し、改善につなげる体制をとっている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の取り組みの適切性を点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

建学の精神及び校訓に基づき、「リーダーシップの共立」を「法人としての教育指針」とした「第三期中期計画」を策定し、そのなかで、10年後を見据えた大学の目指すべき姿を「ビジョン 2032」としてまとめ、これを達成するための「長期目標」を定めている。具体的には、基準1「理念・目的」に既述したように10項目を設定し、「長期目標」ごとに5年間の「中期計画（評価指標）」及び評価指標達成のための具体的な活動計画となる「アクションプラン」を示している。なかでも、「管理運営」の項目において、学長を中心とした全学的な教学マネジメントを推進すること、大学・短期大学の将来構想を検討すること、卒業生組織

との連携を強化することを示している。

また、中期計画に掲げた諸施策は、単年度の事業計画及び事業報告書と連動させ、達成目標と活動計画の検討・実行を担う委員会・部署等を明記し、各事業を推進するための責任体制を明確にしている。

なお、「第三期中期計画」では、学長を中心とした体制により戦略的かつ機動的に推進することを明示しており、同計画を冊子として全教職員へ配付するとともに、法人のホームページを通じて公表している。

以上のことから、建学の精神や校訓、大学・大学院の人材養成目的、大学の将来を見据えた中・長期計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を適切に明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営にあたり、学長を教学運営の最高責任者として位置付け、選考方法を「共立女子大学学長選考規程」に規定している。教学に関する全学的な方針の策定や管理・運営に関する事項については、学長を議長とする「研究科長・学部長・科長会」において審議しており、当該構成員に副学長、学部長、研究科長を置くことで、教授会や各種委員会からの意見を参酌し、全学的な学部間、研究科間の懸案事項等を事前に整理・調整したうえで、全学的な教学に関する推進事項を共有している。

教授会及び研究科委員会の役割については、学長が決定を行うにあたり、あるいは学長の求めに応じて意見を述べることを学則及び各学部の教授会規程に規定している。

また、全学的な教育の改善及び充実に目的とする「全学教育推進機構」に、「共通教育センター」「高等教育開発センター」及び「リーダーシップ教育センター」を設置しており、学長直轄の審議・実行機関として、全学的な施策案を提言する「全学委員会」（「全学アドミッション委員会」「全学学生委員会」「全学広報委員会」）や教授会、研究科委員会と連携し、学生の学習成果等に関する改善にあたっている。

なお、大学の将来構想などの重要事項については、理事長、学長、副学長、学部長を構成員に含む「学園将来基本構想委員会」において、法人と大学が意見交換を行っている。

以上のことから、大学運営に関わる組織等を設け、学長等の役職者、教授会等の権限を規程に明示し、大学運営を適切に行っているといえる。



③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算については、予算編成方針に基づき、教育研究計画、業務計画を明らかにしたうえで編成することを原則として、組織・部署単位で必要となる経常的な活動費のほか、経常外の政策的支出として、学園の事業計画達成に向けた取り組みに対して予算配分を行っている。予算全体は、「財政運営会議」にて計画内容の採否を決定し、予算を配分する体制をとっており、常務理事会での審議を経て、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会で決定している。

なお、経常的な活動費については予算単位ごとに、政策的支出については経費区分ごとにそれぞれ予算を定めている。また、事業計画及び予算については、法人のホームページを通じて学外にも公表している。

予算執行については、「学校法人共立女子学園経理規程」に基づき、予算を作成し執行する権限と責任のある組織・部門を予算単位として、予算単位ごとに予算責任者を配置することで、学園の財務会計システムにおいて、所属する予算単位の執行状況及び残高を随時把握できるようにしている。また、決算額の確定後には「部門別原価計算」を作成し、部門ごとの採算性及び予算配分額の妥当性等を検証したうえで、理事長、財務担当理事、事務局長、法人事務局で共有している。

以上のことから、予算編成及び予算執行については、透明性をもって、適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

法人及び大学運営にかかる事務組織の体制として、「学校法人共立女子学園事務組織規程」に基づき、法人事務部と大学事務部の2部制により、業務を円滑に行う組織を編制し、事務局長が統括している。大学事務部は、大学企画課、教務課、入試課、学生支援課、教育学術推進課、連携推進課を設置している。また、各課にグループを置いて、課長の判断により、グループを越えて課の業務を行う体制としている。

職員の採用及び昇格等に関しては、「事務職員の人事配置に関する内規」及び「事務職員の人材育成基本方針」に基づき、学園が求める人材を明確にしたうえで実施している。また、業務内容の多様化、専門化に対応するために、キャリアカウンセラー、学生相談室職員、障がい学生支援コーディネーター、アドミッション・オフィサー、学芸員資格を保有する博物館職員のほか、施設設備管理に関する人材を専門職として配置している。

大学運営における教職協働体制としては、学部・研究科に、それらの事務を担う事務組織を設置し、学部長・科長、教員、助手と連携して各部局を運営してい

る。また、「全学教育推進機構」のもとに設置している「高等教育開発センター」「リーダーシップ教育センター」及び「共通教育センター」は、教員に加え、大学事務部長及び関連部署の事務課長、事務職員が委員となり、教職協働で運営している。

職員の業務評価については、「人事評価ハンドブック」及び「学校法人共立女子学園事務職員の人事評価に関する取扱要領」に基づき、「業績評価」「能力評価」の2つの視点により実施し、その評価結果のフィードバックを含めた面談を行うとともに、夏季賞与に反映している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、必要な事務組織を設けている。

**⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

職員の研修については、「学校法人共立女子学園職員研修に関する規程」に基づき、新人研修、階層別研修、自己啓発型研修、実務型研修、集合研修、他大学連携研修、オンライン講座研修、外部研修などを実施している。

2022年度に職員研修の一環として実施した「リーダーシップ開発プログラム」は、ビジネス学部やリーダーシップを学ぶ学生L Aの協力により、教員、学生及び事務職員を交えた研修となっており、大学が掲げるリーダーシップについて理解を深める機会となっている。

また、SD・FD活動の充実のため、「全学教育推進機構」においてSD・FDを計画し、教員のみならず職員の見学も可能とする「授業見学会」のほか、2022年度には「共立リーダーシップ」や学生の主体的・自立的な学びを育てる自己調整学習について理解することをテーマにしたSD研修会を実施し、2023年度には教学マネジメントに関するSD研修会を実施するなど、教育研究活動の理解を深める機会となるSD・FD活動を通じて、教職員が一体となって教学改革に取り組むための基盤を整備している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

**⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

大学運営の適切性の点検・評価については、「内部質保証に関する方針」に則り、「全学自己点検・評価委員会」において定めた自己点検・評価項目に基づいて、「法人事務部自己点検・評価実施委員会」が予算編成・執行状況やSDの実施状況、監査の実施状況、人事に関するアンケート調査結果等をもとに定期的に

点検・評価を行っている。これらの点検・評価結果を「全学自己点検・評価委員会」でとりまとめ、学長に報告したのち、早急に改善を要すると学長が判断する事項については「学長からの改善指示」が示され、各部門で速やかに改善活動を行うサイクルを構築している。

監査については、「学校法人共立女子学園内部監査規程」に基づき、監事が適宜、内部監査の状況について報告を受けるなど、「内部監査室」と連携して法人の実態を把握している。監査法人は、法令に基づき法人の会計及び財産の状況を監査しており、監事は、監査法人から監査結果及び改善状況等について報告を受けている。また、監事は毎年度に実施する期末監事監査において、事務局から決算報告と事業報告を受けた後、理事長及び常務理事と意見交換を行うとともに業務執行の状況に関する監査を実施し、監事監査報告書を理事会及び評議員会宛に提出している。

以上のことから、大学運営の適切性の点検・評価を定期的に行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

## (2) 財務

### <概評>

#### ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2022年度に、2032年度までの10年間の総合施策である「第三期中期計画」を策定している。この計画では、各設置校の10年後のあるべき姿を「ビジョン2032」として定め、これを実現するために、項目ごとに「長期目標」を掲げており、学校法人の計画において、財務に関する「長期目標」を定めている。具体的には、「共立女子学園の永続維持のため安定した財政基盤を確立する」ことを「長期目標」とし、2023年度から2027年度までの5年間の中期計画として、「予算の配分と執行管理を適切に行い、決算において基本金組入前当年度収支差額を収入超過にする」「中長期的な資金需要に基づいて特定資産の積立を計画的に行う」「安定した財政基盤の確立のため適切に収入を確保する」の3つの評価指標を定めている。

また、「第三期中期計画」に基づき、10年間の収支を予測した「経営資金計画表」を作成するとともに、2024年9月に神田一ツ橋キャンパスの施設再構築計画を策定する予定であるため、これに備えた資金需要を見通す目的で「2023年度～2033年度における施設設備に関わる計画と資金の推移」を作成し、中・長期的な施設設備投資の資金繰りを確保するための収支シミュレーションを行っている。

以上のことから、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、人件費比率は法人全体、大学部門ともに高く、教育研究経費比率は法人全体では2021年度以降は低く、大学部門では経年的に低い。一方、2020年度にビジネス学部を新設したことから、学年進行に応じて学生生徒等納付金が増加していることにより、事業活動収支差額比率は改善傾向にある。また、貸借対照表関係比率では、純資産構成比率は同平均よりも高く、「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準を維持しつつ、経年的には改善傾向にあることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、事務担当者による科学研究費補助金の応募申請に係る書類の確認に加え、2022年度には外部業者と契約し、動画講演会と申請希望者を対象として申請書作成に関するレビューを実施している。2023年度の科学研究費補助金の獲得実績は前年度と比べ、採択件数・獲得金額ともに横ばいとなっているが、今後の取り組みの成果が期待できる。また、2020年に「共立女子学園フューチャーズ募金」を立ち上げ、卒業生や保護者、企業等の関係者を対象とした募金活動を展開しており、目標に沿って順調に寄付金を集めている。

以上

## 共立女子大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	共立女子大学・短期大学ビジョン (KWU ビジョン) の策定について【概要版】
	共立女子大学・短期大学ビジョン (KWU ビジョン)
	第二期中期計画
	リーダーシップの共立
	共立女子大学学則
	共立女子大学大学院学則
	履修ガイド
	共立女子大学・共立女子短期大学大学案内 2024
	共立女子大学大学院パンフレット
	共立基礎ゼミナール課題解決ワークショップテキスト 2023
	学校法人共立女子学園寄附行為
	2021 年度学長執行部所信表明資料 [令和 3 (2021) 年度]
	第三期中期計画
	2023 年度事業計画
	2023 年度事業報告書
	建学の精神・校訓・学園ビジョン
2 内部質保証	内部質保証に関する方針
	2020 年度 第 1 回 全学自己点検・評価委員会議事録
	内部質保証システム図
	2023 年度自己点検・評価の手引き
	データリテラシー・企画力に関する SD プログラム
	自己点検・評価に関する勉強会の実施について
	共立女子大学・共立女子短期大学 自己点検・評価規程
	2023 年度重点計画について
	2023 年度全学自己点検・評価委員会委員一覧
	3 つのポリシー改定 (再策定) にあたっての基本方針
	3 つのポリシーの改定 (再策定) について
	人材養成目的・3 つのポリシー・アセスメントプラン
	2023 年度自己点検・評価の実施について (依頼)
	共立女子大学 3 つのポリシー アセスメントプラン
	共立女子大学大学院 3 つのポリシー アセスメントプラン
	2022 年度自己点検・評価項目
	「共立リーダーシップ」教育の充実に向けた計画の募集について
	共立女子大学共立女子短期大学自己点検・評価報告書 2022 年度
	2022 年度「学生と選ぶ Kyoritsu 授業賞」
	2023 年度授業見学会の実施について
	2023 年度前期授業評価アンケート実施要項 (大学・短大)
	カリキュラム・マネジメントの基本的な考え方について
	ビジネス学部プログラム・レビュー
	2024 年度ビジネス学部カリキュラム変更概要 (抜粋)
	設置計画履行状況等調査の結果について (令和 3 年度)
	共立女子大学に対する大学評価 (認証評価) 結果
	共立女子大学 2023 履修ガイド
	大学院生への支援制度について

	「改善報告書」の検討結果について（通知）
	2023 年度自己点検・評価実施に関する基本方針
	2023 年度「学生評価委員会」の委員選出について（依頼）
	2023 年度第 1 回学生評価委員会資料
	2023 年度第 2 回学生評価委員会資料
	2022 年度学生評価報告会アジェンダ
	格付け機関による格付け
	教育情報の公表
	自己点検・評価報告書
	財務情報
	本学の取り組み
	IR (Institutional Research)
	データでみる共立女子大学・短期大学
	2022 年度外部評価報告書
	共立女子大学共立女子短期大学自己点検・評価報告書 2021 年度
	2022 年度高等教育開発センターにおける FD/SD の取組
	2021 年度学生評価への対応状況
3 教育研究組織	キャンパスマップ キャンパスライフ
	教育研究組織 総合案内
	共立女子大学の人材養成目的・3 つのポリシー（2023 年度以降入学者）
	学長執行部_ホームページ抜粋
	2021 年度 第 36 回 研究科長・学部長・科長会資料
	全学教育推進機構
	全学共通教育
	全学教育推進機構 共通教育センター体制
	2023 年度 第 3 回 共通教育センター運営会議資料
	教養教育の改善方針
	教養教育将来構想ワーキングチーム中間報告
	「全学共通キャリア教育検討ワーキングチーム」上程資料
	共立女子大学・共立女子短期大学共通教育センター規程
	正課教育
	大短 GP
	共立女子大学・短期大学リーダーシップ教育センター
	共立女子大学・短期大学高等教育開発センター
	教学 DX 推進ワーキングチームの編成と委員の任命について
	共立女子大学ビジネス学部ビジネス学科設置の趣旨等を記載した資料
	ビジネス学部
	全学共通教育情報リテラシー科目プログラム
	国際交流方針
	国際交流・留学
	国際交流センターのワーキングチームについて
	国際交流センターの設置について
	学校法人共立女子学園将来基本構想委員会規程
	建築・デザイン学部
	図書館規程
	共立女子大学博物館規程
4 教育課程・学習成果	本学における教学改革について（諮問）
	教学改革ワーキングチーム（年度報告）
	2021 年度第 4 回全学教学改革推進委員会資料
	2021 年度第 4 回全学教学改革推進委員会議事録
	共立女子大学 3 つのポリシー
	2021 年度 41 回研究科長・学部長・科長会議事録
	共立女子大学大学院 博士前期課程および修士課程 3 つのポリシー
	2022 年度第 36 回研究科長・学部長・科長会議事録
	2021 年度自己点検・評価に関する勉強会

共立女子大学大学院（博士前期課程および修士課程）の人材養成目的・3つのポリシー（2023年度以降入学者）
共立女子大学大学院（博士後期課程）の人材養成目的・3つのポリシー（2023年度以降入学者）
全学レベルと学位プログラムレベルのディプロマ・ポリシーの関係性についての再整理
全学レベルと学位プログラムレベルのディプロマ・ポリシーの関係性についての再整理（大学院）
国際学部ホームページ
国際学部人材養成目的・3つのポリシー（2023年度以降入学者）
国際学研究科ホームページ
国際学研究科人材養成目的・3つのポリシー（2023年度以降入学者）
共立女子大学大学院 2023 履修ガイド
基礎ゼミナールガイドライン
2024 年度共立シラバス入稿について（依頼）
2024 年度共立女子大学共立女子短期大学入学試験要項
2024 年度総合型選抜入学試験要項
2024 年度指定校制推薦入学試験要項
2024 年度公募制推薦・卒業生子女推薦入学試験要項
2024 年度海外帰国子女特別選抜・社会人特別選抜・外国人留学生入試 入学試験要項
2024 年度併設高校特別推薦入学試験要項
2024 年度共立女子大学大学院入学試験要項
2024 年度共立女子大学大学院学内推薦入学試験要項
2024 年度共立女子大学大学院文芸学研究科指定校制推薦入学試験要項
アセスメントと教育課程の可視化について
看護学部人材養成目的・3つのポリシー（2023年度以降入学者）
シラバス
教養教育科目（全学共通）
Kyoritsu サーティフィケート制度
ビジネス学部 4 つの主要分野
ビジネス学部リーダーシップ開発プログラム
ビジネス学部企業と連携した実践的な課題解決型の授業を展開
2023 年度 学年暦
2023 年度授業実施計画
2024 年度入学者対象 全学共通入学前教育の実施について
共立女子大学・共立女子短期大学 KWU 高大連携プログラム
2022 年度国際学研究科カリキュラム変更概要
2025 年度国際学部国際学科カリキュラム改定
取得可能な免許・資格（大学）
カリキュラム・ポリシー
2023 年度アクティブラーニングの導入状況
学習の活性化を支援する kyonet の機能
共立リーダーシップ実践ガイド
FD・SD ガイド
高等教育開発センター・授業支援のサイト
高等教育開発センター・学修支援のサイト
高等教育開発センター・学修支援（2号館の活用）のサイト
kyonet を利用したオンライン授業（オンデマンド型）の実施について（お願い）
kyonet 利用案
授業評価アンケート結果（昨年度との比較～対面授業とオンライン授業の比較～）
2023 年度オンデマンド型授業導入ガイドライン
教室天吊りカメラの活用について（ご案内）
2023 年度シラバス執筆マニュアル
2023 年度シラバスチェックの実施について（依頼）
大学院オリエンテーション日程
担任（アカデミック・アドバイザー）による学生指導・相談ガイドライン
共立女子大学・共立女子短期大学助手規程
共立女子大学・共立女子短期大学の指導補助者（TA、SA、LA）の定義
2023 年度ループブックの利用状況について（シラバス記載）
2023 年度履修処置について

	課題解決ワークショップガイドライン
	現代社会の諸課題ガイドライン
	2021 年度 学生評価委員会報告書
	オンデマンド型授業を円滑に実施するための情報提供と支援について
	成績評価基準の統一について
	2018 年度第 1 回 FD 研修会
	アセスメントポリシーについて
	2021 年度第 12 回全学教学改革推進委員会議事録
	2022 年度第 3 回大学院ワーキングチーム議事録
	2021 年度第 7 回全学自己点検・評価委員会議事録
	2022 年度第 10 回全学自己点検・評価委員会議事録
	2022 年度自己点検・評価の実施について (依頼)
	学長裁量経費を原資とする計画募集の採択結果について
	2022 年度自己点検・評価 取り組み・改善事例
	「2023 年度学長からの改善指示」に対する改善計画の募集について
	各部門ごとの点検・評価結果_共通項
	2022 年度自己点検・評価シート集計表 (学位プログラム共通項目)
	2023 年度学長からの改善指示及び改善計画について
	「リーダーシップの共立を実現するリーダーシップ教育のガイドライン」及び「共立リーダーシップのループリック」
	ジェネリックスキル成長要因 インタビュー調査 ご報告書
	2023 年度 KEIT の申込者数について
	学生支援に関する基本方針
5 学生の受け入れ	2023 年度一般選抜入学試験要項
	2023 年度総合型選抜入学試験要項
	2023 年度指定校制推薦入学試験要項
	2023 年度公募制推薦・卒業生子女推薦入学試験要項
	2023 年度海外帰国子女特別選抜・社会人特別選抜・商業資格特別入試・外国人留学生入試 入学試験要項
	2023 年度併設高校特別推薦入学試験要項
	2023 年度大学院入学試験要項
	2023 年度大学院学内推薦入学試験要項
	2023 年度文芸学研究科指定校制推薦入学試験要項
	共立女子大学・共立女子短期大学入試開発検討会規程
	全学アドミッション委員会規程
	学力の三要素と入学者選抜の「評価方法」
	2023 年度入学手続きの手引き
	学費・修学支援新制度・奨学金等
	共立女子大学・共立女子短期大学アドミッション・オフィサー業務規程
	2023 年度第 4 回共立女子大学・共立女子短期大学入試開発検討会議事録
	2023 年度入試選抜の妥当性の検証
	共立女子大学・共立女子短期大学大学入学共通テスト実施委員会規程
6 教員・教員組織	求める教員像及び教員組織の編制方針
	共立女子大学教員資格審査規程
	共立女子大学教員選考基準
	教員採用に関する基本的な考え方
	共立女子大学家政学部教員採用選考内規
	共立女子大学家政学部教員昇任選考内規
	文芸学部新任人事選考委員会内規
	文芸学部昇任人事検討委員会内規
	共立女子大学国際学部人事委員会規程
	共立女子大学看護学部教員選考内規
	共立女子大学ビジネス学部 教員選考内規
	共立女子大学建築・デザイン学部教員採用選考内規
	共立女子大学建築・デザイン学部教員昇任選考内規



共立女子大学・共立女子短期大学 研究科長・学部長・科長会規程
共立女子大学大学院家政学研究科担当教員資格審査内規
共立女子大学大学院文芸学研究科（修士課程）担当教員資格審査内規
共立女子大学大学院国際学研究科（修士課程）担当教員資格審査内規
共立女子大学大学院看護学研究科（修士課程）担当教員資格審査内規
大学院家政学研究科構成員の審査についての申し合わせ
大学院文芸学研究科構成員の審査についての申し合わせ
大学院国際学研究科構成員の審査についての申し合わせ
大学院看護学研究科構成員の審査についての申し合わせ
共立女子大学及び共立女子短期大学教員研修規程
教職員数（大学・短期大学）
専任教員の「担当時間」、「出校日」及び「学外での兼職」に関する申合せ
共立女子大学ティーチング・アシスタント規程
TA ハンドブック（2023 年度 TA 申請について）
共立女子大学・共立女子短期大学スチューデント・アシスタント規程
SA ハンドブック（2023 年度 SA 申請について）
ワークショップファシリテーションシラバス
ファシリテーション基礎演習シラバス
チームコーチング基礎演習シラバス
共立女子大学・共立女子短期大学教員選考基準運用細則
大学・短期大学教員の本俸格付けにおける経験年数換算規程
共立女子大学・共立女子短期大学高等教育開発センター規程及び体制図
高等教育開発センターの FD/SD 実施方針
2022 年度授業見学会の実施について
リフレクションシートについて
2022 年度前期授業リフレクションシートの振り返り
2022 年度前期授業評価アンケート実施要項（大学・短大）
2022 年度授業評価アンケート結果【大学・短大】
学生・学修に関する情報 学習成果と卒業要件 授業評価アンケート結果
2022 年度新任教員対象 FD 研修会（懇談会）の実施報告
FD・SD 研修会「共立リーダーシップ」とは（実施報告）
SD・FD 研修会「アセスメントプランの活用」とは【実施報告】
大学院 FD 研修会「コーチング技能を活用した院生指導」【実施報告】
SD・FD 研修会「リーダーシップ教育の実施方法の支援について」【実施報告】
FD・SD 研修会「学生の主体的・自立的な学びへの意欲を高める自己調整学習の理論と活用（仮）」 の実施について
2022 年度 FD 活動への参加状況
文芸学部「冊子「文芸 FD 報告 2022」発行」取組み概要
国際学部「水曜コロキウム」取組み概要
看護学部「看護学部 FD 育成したい学生像」取組み概要
看護学部「看護学部 FD 選ばれる看護学部になるために」取組み概要
看護学部「看護学部 FD 前年度 FD の振り返りと本年度 FD に向けて」取組み概要
看護学部「看護学部 FD 2023 年度第 2 回」取組み概要
家政学部食物栄養学科「食物学特別講演会」取組み概要
家政学部児童学科「卒業研究指導に関する FD 活動」取組み概要
家政学部児童学科「実習指導に関する FD 活動」取組み概要
文芸学部「プロジェクト文学芸術 講演会」取組み概要
国際学部「レポート・マニュアルの作成・公開」取組み概要
建築・デザイン学部「DCL 機器に関する勉強会」
家政学研究科「修士論文中間発表会における FD」取組み概要
国際学研究科「修士論文・研究計画発表会」取組み概要
文芸学研究科『FD 研修会』取組み概要
総合文化研究所
公正な研究活動のためのプログラムの受講について
2023 年度「地域連携プロジェクト」募集要項
2023 年度共立女子大学・共立女子短期大学地域連携プロジェクト一覧

	2022 年度地域連携プロジェクト活動報告会案内
	教学マネジメントに関する SD 研修会
	オンライン授業に関する個別相談会について (ご案内)
	授業支援サイト (オンライン授業)
	2020 年度全教員参加型 FD 活動について
	リフレクションシートの回答のまとめ
	オンデマンド型授業の設計・運用方法等に関する FD 研修会実施報告
	授業アンケート表彰の実施および基準について
	教育活動評価制度 (概要) 及び共立女子大学・共立女子短期大学教育活動評価制度に関する実施要項
	ティーチング・アシスタント (TA) 研修
	スチューデント・アシスタント (SA) 研修
	2023 年度 TA 対象授業見学会の報告書について
	LA 研修
	共立女子大学・共立女子短期大学 特任教員規程
	共立女子大学・共立女子短期大学 特命教員規程
7 学生支援	障がい学生支援に関する基本方針
	2023 CAMPUS GUIDE
	全学学生委員会規程
	入学前準備教育実施要項
	2022 年度リメディアル教育「Excel 基礎講座」の実施結果
	正課外活動におけるリーダーシップ教育
	共立アカデミー
	Kyoritsu My パソコン (1 人 1 台 PC 所有) ご準備のお願い
	5F ラーニング・コモンズ
	情報演習室の開室時間
	障害学生への支援について
	修学上の支援について
	共立女子大学・共立女子短期大学独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金利用者限定給付奨学金規程
	共立女子大学・共立女子短期大学実務体験奨学金規程
	共立女子大学・共立女子短期大学資格取得・進路支援等給付奨学金規程
	2023 年度奨学金案内
	教職員のための学生対応ハンドブック 第 3 版
	共立女子大学・共立女子短期大学人権委員会規程
	ストップ ザ・ハラスメント
	学生相談室あんない
	こころの健康チェック票
	学生相談室からのお知らせ
	2023 年度新入生歓迎会実施報告
	就職ガイドブック
	2023 年度 キャリアガイダンス・プログラム等実施計画
	2022 年度進路一覧
	2023 年度在学学生家族懇談会報告
	クラブ・サークル
	公認学生団体 活動のしおり
	共立女子大学・共立女子短期大学ボランティアセンター運営委員会規程
	ボランティアマイレージ獲得までの流れ
	共立 Stand Up!プロジェクトウェブサイト
	オープンバッジ発行申請書
	学修行動調査について
	食堂アンケート実施結果について
	キャリアガイダンス満足度 20230823 時点
8 教育研究等環境	施設・設備・情報環境の整備方針

	学校法人共立女子学園キャンパス整備検討委員会規程
	学校法人共立女子学園情報センター運営委員会規程
	図書館運営方針
	学校法人共立女子学園の校地の状況・校舎平面図
	看護学部ホームページ 学部の特長 現代の保健・医療・福祉に対応した最新のカリキュラム
	災害時対応マニュアル（教職員用）
	大規模災害時における協力体制に関する基本協定
	大規模災害時における協力体制に関する基本協定実施細目
	Lib Commo パンフレット
	教室予約について（学修支援サイト抜粋）
	2023 コンピューター利用ガイド
	共立女子学園情報セキュリティポリシー
	本学における ChatGPT 等の生成系 AI の使用に関する取扱いについて
	Lib Commo 図書館施設について
	Lib Commo 共立女子大学・共立女子短期大学 電子資料リスト
	共立女子大学・共立女子短期大学図書館収書方針・選書基準に関する内規
	図書館資料費（2022 年度）
	図書館資料管理規程
	図書館資料現物照合結果報告書（2022 年度）
	Lib Commo 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス
	Lib Commo 連携図書館
	データベース構築に関する覚書（国文学研究資料館）
	KWU Repository
	リブコモ入館者・貸出数
	研究活動方針
	共立女子大学・共立女子短期大学総合文化研究所規則
	共立女子大学・共立女子短期大学教員研究費取扱い規程
	共立女子大学大学院生研究費助成規程
	共立女子大学・共立女子短期大学総合文化研究所研究活動の助成に係る取扱い要領
	共立女子大学・共立女子短期大学櫻友会 櫻友会奨学金
	科研費推移
	外部資金による研究状況
	「研究計画調書の作成とチェックポイント」研究活動スタート支援
	科研費業務委託仕様書
	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	共立女子大学・共立女子短期大学 研究活動行動規範
	公正な研究活動の推進と不正行為への対応 学内規程等
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
	研究費の適切な運営・管理に関する本学の対応と基本方針
	研究倫理審査について
	動物実験等の取扱いについて
	KWU Repository/学生倫理教育テキスト
	2022 年度 研究倫理教育・コンプライアンス教育のプログラム受講状況および誓約書の提出状況について（報告）
	2022 年度版科研費学内執行ガイドブック
	Kyoritsu 研究支援ニュースレター（Vol.4）
	教育改革の施設設備整備に関する申請について及び採択結果
	2023 年度第 1 回全学自己点検・評価委員会議事録
	大学院生の利用資料について
	リブコモ満足度調査 2022 単純集計結果
	【学生生活支援グループ】クワイエットスペースを設置しました。
	学校法人共立女子学園省エネルギー推進委員会規程
	学生図書委員会
9 社会連携・社会貢献	共立女子大学・共立女子短期大学社会連携センター規程
	共立女子大学・共立女子短期大学社会連携・社会貢献に関する方針
	千代田区内大学と千代田区の連携協定に関する基本協定

	社会連携協定書一式
	2023 年度大学・短期大学「地域連携プロジェクト」募集要項
	千代田区キャンパスコンソ
	2023 年度社会連携センター自己点検・評価実施委員会議事録（第 1 回～第 4 回）
	共立リカレント教育プログラム
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	共立女子大学学長選考規程
	共立女子大学・共立女子短期大学副学長選任規程
	共立女子大学学部長に関する規程
	共立女子大学学部長補佐、主任に関する規程
	共立女子大学大学院研究科長および専攻主任に関する規程
	共立女子大学・共立女子短期大学全学教育推進機構規程
	共立女子大学・共立女子短期大学高等教育開発センター規程
	共立女子大学・共立女子短期大学リーダーシップ教育センター規程
	共立女子大学教授会審議事項内規
	学校法人共立女子学園常務理事会運営規程
	学校法人共立女子学園常務理事会運営内規
	役員名と寄附行為
	連絡調整会議運営内規
	学校法人共立女子学園リスク管理規程
	災害時の対応
	2023 Campus Guide（災害時対応マニュアル）
	2023 年度予算編成方針（予算大綱）
	学校法人共立女子学園経理規程
	学校法人共立女子学園事務組織規程
	学校法人共立女子学園職員勤務規則（就業規則）
	事務職員の人事配置に関する内規
	事務職員の人材育成基本方針
	2023 年度全学教育推進機構運営会議構成員一覧
	2023 年度高等教育開発センター運営会議構成員一覧
	2023 年度リーダーシップ教育センター運営会議構成員一覧
	2023 年度人事評価ハンドブック [令和 5（2023）年度]
	学校法人共立女子学園事務職員の人事評価に関する取扱要領
	学校法人共立女子学園職員研修に関する規程
	研修一覧
	2022 年度リーダーシップ開発プログラム（導入編）実施について
	SD 研修（2020 年～2022 年実施一覧）
	監査法人による監査報告書
	監事による監査報告書
	規程集
10 大学運営・財務 (2) 財務	経営資金計画表
	シミュレーション表（2023 年度～2033 年度における施設設備に関わる計画と資金の推移）
	共立女子学園フューチャーズ募金
	学校法人共立女子学園資金運用取扱規程
	学校法人共立女子学園資金運用委員会規程
	2023 年度決算について
	過年度決算
	2023 年度財産目録
	5 ヶ年連続財務計算書類（様式 7 - 1）

共立女子大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	自己点検・評価に関する勉強会の実施について
	【全学自己点検・評価委員会】自己点検・評価に関する勉強会
	2021年7月10日(土)実施 自己点検・評価に関する勉強会 当日参加者一覧
	2022年度FD・SD研修会
	共立女子大学・共立女子短期大学で授業をご担当いただく先生方に
	「教学マネジメントに関するSD研修会ートップ・ミドルマネジメントの推進ー」
	「第2回教学マネジメントに関するSD研修会ー教育力の向上を目指してー」
	「第3回教学マネジメントに関するSD研修会ー新体制でのマネジメントとリーダーシップー」
	「第4回教学マネジメントに関するSD研修会ー教育力向上を目指してー」
	2021年度第8回学園将来基本構想委員会資料
	2022年度第25回研究科長・学部長・科長会資料
	2022年度第4回全学自己点検・評価委員会資料
	2022年度第4回学園将来基本構想委員会資料
	第三期中期計画のアクションプランについて
	2022年度第3回全学アドミッション委員会資料
	2022年度第5回全学アドミッション委員会資料
	第三期中期計画進捗シート（I-1 入学者受入を抜粋）
	2023年度第12回全学自己点検・評価委員会資料
2 内部質保証	2024年度第4回全学自己点検・評価委員会資料
	2024年度第4回全学自己点検・評価委員会議事録
	2024年度第8回常務理事会資料
	全学広報委員会規程
	格付審査要旨
	2025年度予算編成方針（予算大綱）
	2024年度第2回財政運営会議資料
	予算単位別・実績対照表
	2023年度第12回研究科長・学部長・科長会資料
	内部質保証システムの実態と関連校規・組織体制等の整合性について
	2023年度外部評価報告書
	2020年度第10回全学教学改革推進委員会資料
	2022年度第1回学生評価委員会（企画案）
	【第1回学生評価委員会】テーマと事前アンケート(全員回答)について
	第1回学生評価委員会事前アンケート
	第1回事後アンケート（学生評価委員会）
	2022年度学生評価委員会報告書
	学園ネットワーク障害の解消について
充電環境の充実	
共立 My パソコンを使用した学内プリンタからの印刷環境の運用開始について	
3 教育研究組織	大短教育 GP 報告
	2024年度共立リーダーシップ GP 募集要項
	2024年度共立リーダーシップ GP 申請計画一覧
	共立リーダーシップ GP キックオフミーティング実施報告
	2024年度共立リーダーシップ GP ガイドブック
	共立リーダーシップ GP 情報交換会
	Kyoritsu 教学 DX 推進プランについて
	2024年度オンデマンド型授業導入ガイドライン
	オンデマンド型授業科目一覧表
	授業見学会 WEB 見学サイト掲載科目一覧
	補講実施方法の変更
	休講抑制を目的とした同時双方向オンライン授業の導入について
	kyonet 利用状況資料

	学修ポートフォリオ
	AI チャットボット利用状況レポート
	第1回新学部設置検討委員会資料
4 教育課程・学習成果	2021年度第3回全学FD委員会議事録
	CAP制度の取扱について
	被服学科履修モデル
	履修登録できる単位数の上限緩和措置の適用実態
	シラバスチェック確認リスト
	シラバスチェックシート
	被服基礎科学シラバス(修正前)
	被服基礎科学シラバス(修正後)
	2024年度総合技術演習(OSCE)第1回資料
	看護学部実習前提条件
	2024年度総合技術演習(OSCE)報告書
	2022年度全学共通教育情報リテラシー科目プログラム自己点検・評価報告書
	2023年度全学共通教育情報リテラシー科目プログラム自己点検・評価報告書
	2022年度第8回情報リテラシー分科会議事録
	2022年度第16回全学共通教育委員会議事録
	2022年度第7回研究科長・学部長・科長会議事録
	大学におけるディプロマ・ポリシーに定める 資質・能力の修得状況の評価項目の測定結果(一部データ抜粋)
	ルーブリック作成マニュアル2023年6月改訂
	大学院におけるディプロマ・ポリシーに定める 資質・能力の修得状況の評価項目の測定結果(一部データ抜粋)
	大学院におけるディプロマ・ポリシーの自己評価(一部データ抜粋)
	2023年度第34回研究科長・学部長・科長会資料(抜粋)
	2021年度第3回全学自己点検・評価委員会資料(抜粋)
	2021年度第9回全学自己点検・評価委員会資料(抜粋)
	2022年度第14回研究科長・学部長・科長会資料(抜粋)
	2022年度第14回研究科長・学部長・科長会議事録
5 学生の受け入れ	共立女子大学大学院《大学院生募集》
	大学院生対象研究費助成制度
	2021年度国際学研究所ワーキングチーム議事録
6 教員・教員組織	国際学部教員等選考についての申合せ
	2023年度共立女子大学大学院科目担当者
	2023年度英語・初習外国語担当者
	令和5(2023)年度後期授業見学会報告書(児童学科)
	令和6(2024)年度後期授業見学会報告書(児童学科用)
	令和5(2023)年度前期授業評価アンケート分析
	令和5(2023)年度後期授業評価アンケート分析
	令和6(2024)年度新任教員対象FD・SD研修会実施報告
7 学生支援	担任(アカデミック・アドバイザー)制度の満足度
	学生支援課実務体験奨学生のタイピング速度向上について
	実務体験時間表
	資格取得・進路支援等給付奨学金一覧
	人権委員会 相談・対応の主な流れ
	学校法人共立女子学園ハラスメントの防止・対策に関する規程
8 教育研究等環境	2020年度情報セキュリティ研修の実施について
	全学セキュリティ研修の実施について
	2023年度第2回図書館運営委員会議事録
	専任教員の「担当時間」、「出校日」及び「学外での兼職」に関する申合せ
	2023年度研究活動報告

	共立女子大学・共立女子短期大学における研究活動上の不正行為に関する規程 学園キャンパス整備検討委員会 2022 年度第 1 回議事録 研究推進センターの設置について
9 社会連携・社会貢献	共立女子大学・共立女子短期大学地域連携プロジェクト 2019 年度共立女子大学・共立女子短期大学 地域連携プロジェクト一覧 2020 年度共立女子大学・共立女子短期大学 地域連携プロジェクト一覧 2021 年度共立女子大学・共立女子短期大学 地域連携プロジェクト一覧 2022 年度共立女子大学・共立女子短期大学 地域連携プロジェクト一覧 東京都公式動画チャンネル TOKYO エシカル体験ツアー in 共立女子大学 共立女子大学・短期大学 2020 地域連携プロジェクト報告会 共立女子大学・短期大学 2021 地域連携プロジェクト報告会 共立女子大学・短期大学 2022 地域連携プロジェクト報告会 共立女子大学・短期大学 2023 地域連携プロジェクト報告会 地域連携プロジェクト活動 【社会連携】<メディア>朝日新聞：千代田区防災メニューグランプリ受賞 本学学生考案メニューを千代田区役所本庁舎食堂で提供 【社会連携】9/1（金）開催 関東大震災から 100 年「災害時の避難所運営ゲーム体験会&キッズ対象震災学習ワークショップ」 【社会連携】国際環境シンポジウム「みんなで語ろう地球の未来～MOTTAINAI から始まる SDGs」オンライン開催報告
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2023 年度の内部質保証システムに係る会議の議事録等 共立女子大学大学院研究科委員会審議事項内規 学校法人共立女子学園財政運営会議規程 学校法人共立女子学園予算統制規程 2023 年度第 14 回常務理事会資料 雇用契約書 2023 年度 SD 研修実施一覧 学校法人共立女子学園内部監査規程
その他	第 1 回教学マネジメントに関する SD 研修会 第 2 回教学マネジメントに関する SD 研修会 第 3 回教学マネジメントに関する SD 研修会 自己点検・評価に関する勉強会の実施について